政治団体の手引

令和 6 年 1 月

山梨県選挙管理委員会

目 次

1	政治資金規正法の目的	_貝 1
2	政治団体とは(1)政治団体(2)政党(3)資金管理団体(4)国会議員関係政治団体	1 1 1 2
3	政治団体の諸届出等(1) 諸届出一覧表(2) 届出(提出)先(3) 届出義務違反	3 3 4
4	政治団体の会計経理 (1) 会計帳簿の備付け及び記載 (2) 会計帳簿(収入簿・支出簿・運用簿)の様式	4 5
5	収支報告書 (1) 収支報告書の提出 (2) 提出期限 (3) 提出部数 (4) 提出先 (5) 提出方法 (6) 収支報告書の写しの公表、閲覧及び情報の開示 (7) 収支報告書記載要領及び記載例 (8) 収支報告書の添付書類について (9) 無償提供を受けた場合について	9 9 10 10 10 32 34
6	寄附に関する制限(1) 寄附の量的制限(2) 会社等の寄附の制限(3) 政治家への寄附の禁止(4) 寄附の質的制限(5) 寄附のあっせん等に関する制限	3 6 3 6 3 6 3 8 3 8
7	個人のする政治活動に関する寄附に対する課税上の優遇措置 (1) 優遇措置の適用要件 (2) 優遇措置を受けるための手続	4 0 4 0
8	政治活動用事務所を表示する立札・看板の類の設置上の注意事項 (1) 立札・看板の類の総数の制限 (2) 事務所ごとの立札・看板の類の数の制限 (3) 立札・看板の類の規格 (4) 証票の貼付 (5) 違法な設置	4 1 4 1 4 1 4 1 4 1
9	各種様式、記載例	4 2

1 政治資金規正法の目的

この法律は、政治団体や政治家などによる政治活動が公明かつ公正に行われるように、政治活動のための資金(政治資金)の収支の公開やそのやりとりなどを規正して、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています(政治資金規正法(以下「規正法」という。)第1条)。

政治資金の規正については2つの考え方があります。一つは、政治資金の流れを広く国民に公開し、その是非についての判断は国民に任せるという考え方(収支報告書の提出義務とその公開制度)です。もう一つは、政治資金のやりとりを直接制限するという考え方(量的な面からの制限、寄附を提供する側に着目した質的な面からの制限、その他公正なやりとりを実現するための措置)です。

2 政治団体とは

(1) 政治団体(規正法第3条第1項)

「政治団体」とは、次に掲げるいずれかの要件に該当する団体をいいます。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体(いわゆる「後援団体」はこれに該当します。)
- ③ 上記①、②の団体以外の団体で、次の活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体 ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

(2) 政党(規正法第3条第2項)

「政党」とは、上記(1)の政治団体のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいいます。

- ① 国会議員を5人以上有するもの。
- ② 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

(3) 資金管理団体(規正法第19条第1項)

「資金管理団体」とは、政治家(公職にある者、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者) のために政治資金の提供を受け、政治家の政治資金を取り扱う政治団体です。政治家がその代表者で ある政治団体のうちから1団体に限り指定することができます。

【資金管理団体を指定した場合のメリット】

- ① 政治家が政党から受けた寄附を、自分の指定する資金管理団体へ寄附(特定寄附)する場合には、寄附の量的制限が適用されません。
- ② 自己資金を寄附する場合、量的制限のうち「個別制限(年間150万円)」が適用されないため、総枠制限(1,000万円)の範囲内で寄附することができます。
- ③ 公職選挙法により、選挙前の一定期間(例えば、任期満了による選挙の場合は、任期満了の日の90日前から選挙の期日まで)は、自分の後援団体への寄附は禁止されていますが、その後援団体が資金管理団体であれば寄附することができます。
- ※ 平成11年12月31日までは、会社、労働組合等の団体がする政治活動に関する寄附を年間 50万円まで受けることができましたが、平成12年1月1日からは禁止されています。

【資金管理団体による不動産の取得等の制限】 ※平成19年8月6日施行

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の 賃借権を取得し、又は保有してはならないこととされています。

なお、施行前から引き続き所有している不動産については適用されませんが、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

(4) 国会議員関係政治団体 (規正法第19条の7)

「国会議員関係政治団体」とは、次に揚げるいずれかの要件に該当する政治団体をいいます。

- ① 国会議員・候補者(候補者となろうとするものを含む。)が代表である資金管理団体及びその他の政治団体(1号団体)
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体(2号団体)
- ③ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられているもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます。(みなし1号団体)

【国会議員関係政治団体について】

- ① 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金 適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務付 けられます。監査の結果、政治資金監査報告書が作成されます。
- ② 収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に関し、明細を記載しなければなりません。
- ③ 収支報告書を提出する際には、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に係る領収書等の写し及び政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。
- ④ 収支報告書の提出期限は5月末日(1月から5月までの間に総選挙等があった場合は、6月末日)となります。
- ⑤ 人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し(少額領収書等の写し)の開示 請求があった場合、団体の会計責任者は選挙管理委員会から提出命令を受けた日から20日以内に 少額領収書等の写しを提出しなければなりません。

【政党助成法について】

政党助成法は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な「政党の要件」、「政党の届出」、その他「政党交付金の交付に関する手続き」を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与すること」を法律の目的として定めている。(政党助成法第1条)

○ 使途報告が必要な支部とその提出先

次の $1\sim3$ の政党支部の会計責任者は、使途等報告書及び監査意見書等を、その年の12月31日の翌年(1月1日)から2ヶ月以内(この間に総選挙又は通常選挙があったときには3ヶ月以内)に、当該支部政党交付金を支給した政党の本部又は支部の会計責任者に提出しなければなりません。

- 1 支部政党交付金の支給を受けた支部
- 2 支部政党交付金による支出をした支部
- 3 12月31日現在において、支部政党交付金を積み立てた支部基金の残高を有する支部

また、政党支部の会計責任者は、支部交付金の交付を受けた本部又は支部に使途等報告書を提出したときは、当該本部又は支部に提出した日の翌日から7日以内に県選挙管理委員会にも提出してください。この場合、添付書類は監査意見書のみで、領収書等の写しは必要ありません。

なお、支部交付金を受けた場合、その収入を収支報告書にも記載することとなりますので、遺漏の無いよう留意してください。

3 政治団体の諸届出等

(1) 諸届出一覧表

田出の種類	届出期限	届出内容	添付書類
政治団体設立届	その組織の日、又は	・目的	・綱領、党則、規約、
※郵送不可	政治団体となった日か	• 名称	会則等
	ら7日以内	・主たる事務所の	・政党の状況等に
		所在地	関する届
		・主たる活動区域	(政党支部のみ)
		• 代表者	• 支部証明書
		• 会計責任者	(政党支部のみ)
		・会計責任者の職務	・国会議員氏名届
		代行者	(国会議員が主宰する
		(それぞれの氏名、	政治団体又は主要な
		住所、生年月日、	構成員である政治団
		選任年月日)	体のみ)
		・支部の有無	・国会議員関係政治団体
		・税の優遇措置の	に該当する旨の通知
		有無	又は被推薦書
			(国会議員、知事、
			県議の候補者等を後
足川東西の田科民	フの田針の口から	同 上	援する団体のみ) 綱領等の内容に異動が
届出事項の異動届 ※郵送不可	その異動の日から 7日以内	同 上 (異動事項の新旧)	棡頂寺の内谷に乗動か あった場合は、当該綱領
<u>次到这个月</u>		(共助争供り利旧)	等
政治団体解散届	 解散又は目的変更等に	 その年月日	その日現在における収
(H17.12.2~ 本部は支部	より政治団体でなくな		支報告書及び領収書等
に代わって届出可)	った日から30日以内		の写し
資金管理団体指定届	指定から7日以内	公職の種類、団体の	宣誓書
	(届出義務者は団体で	名称、所在地、代表	
	はなく政治家となる。	者の氏名及び指定年	
	以下の「異動届」「指定	月日	
	取消届」も同様)		
資金管理団体届出事項	異動の日から7日以内	同 上	宣誓書
の異動届		(異動事項の新旧)	
資金管理団体指定取消 届	指定取消後7日以内	指定取消年月日	宣誓書
資金管理団体でなくな	その事実が生じた日か	公職の種類、団体の	宣誓書
った旨の届	ら7日以内	名称、所在地、代表	
		者の氏名及び事由発	
		生年月日	

※ 収支報告書については、9ページを参照してください。

(2) 届出(提出)先

山梨県選挙管理委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 県庁別館 1 階 電話 055-223-1829

(3) 届出義務違反

政治団体には、前記(1)のように各種届出の義務が課されていますが、これらの届出を怠った場合には、次のように政治資金の授受について制限を受け、又罰則の適用があります(これ以外にも政治資金規正法違反には様々な罰則の適用があります)。

① 政治団体設立届(規正法第8条、第23条)

政治団体は、設立届がされた後でなければ政治活動(選挙運動を含む)のためにいかなる名義を もってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができません。 <罰則>5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金

② 収支報告書(規正法第17条第2項、第23条)

政治団体が、毎年の収支報告書を2年連続して提出期限までに提出しない場合には、設立届が されていない団体とみなされ、政治活動(選挙運動を含む)のため寄附を受け、又は支出をするこ とができません。

<罰則>5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金(収支報告書提出義務違反)

4 政治団体の会計経理

(1) 会計帳簿の備付け及び記載

① 会計帳簿の備付け(規正法第9条第1項、政治資金規正法施行規則(以下「規正規則」とする。) 第6条)

会計責任者は、会計帳簿(収入簿・支出簿・運用簿)を備え、それに当該政治団体の全ての収入、支出及び運用を記載しなければなりません。

② 領収書等の徴収(規正法第11条第1項、第19条の9)

会計責任者は、1件5万円以上の全ての支出について領収書を徴さなければなりません。また、 国会議員関係政治団体の会計責任者は、全ての支出について領収書を徴さなければなりません。

③ 会計帳簿の記載(規正規則第6条)

ア 収入簿

「収入簿」には、収入を、①個人の負担する党費又は会費、②寄附、③あっせんされた寄附、 ④匿名寄附(政党のみ)、⑤機関紙誌の発行その他の事業による収入、⑥借入金、⑦本部又は支部から供与された交付金に係る収入、⑧その他の収入、の8項目に分けて記載してください。

イ 支出簿

「支出簿」には、支出を各項目(収支報告書記載要領欄の支出項目分類を参照のこと)ごとに分けて、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載してください。

ウ 運用簿

「運用簿」には、金銭等の運用を、①預金又は貯金、②国債証券等、③金銭信託、の3項目に 分けて記載してください。

③ 会計帳簿の保存(規正法第16条第1項)

会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を、収支報告書の写しが公表された日から3年を 経過する日まで保存しなければなりません。

※ 様式は、(2)①以降のものに準じて作成してください。なお、この会計帳簿は県選挙管理委員会に提出していただく「収支報告書」とは異なり、提出していただく必要はありません。

(2) 会計帳簿(収入簿・支出簿・運用簿)の様式

① 収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備	
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々 2 何 々 :				· · · · ·
2の1 寄附(政党匿名寄附を除く。) (1) 個人からの寄付	合計 1 何々 2 何々				
(2) 法人その他の団体からの寄附	小計 1 何々 2 何々 :				
(3) 政治団体からの寄附	小 計 1 何 々 2 何 々 : 小 計				
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕 (1) 個人によるもの	合計 1 何々 2 何々 :				
(2) 法人その他の団体によるもの	小計 1 何々 2 何々				
(3) 政治団体によるもの	小 計 1 何 々 2 何 々 :				
2の2 政党匿名寄附	小計 (合計) 1 何々 2 何々 :				
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (1) 機関紙誌の発行事業	合計 1 何 々 2 何 々				
(2) 政治資金パーティー開催事業	小 計 1 何 々 2 何 々				
(政治資金パーティーの対価に係る 収入の内訳	小計				

ア 個人からの対価の支払	(1) 何 々 ① 何 々 ② 何 々		
イ 法人その他の団体からの対価の支払	: ① 何 々 ② 何 々		
ウ 政治団体からの対価の支払	: ① 何 々 ② 何 々 :		
政治資金パーティーの対価に係る 収入のうち対価の支払のあっせん によるものの内訳 ア 個人によるもの	(内訳の計)① 何 々		
イ 法人その他の団体によるもの	② 何 々 : ① 何 々 ② 何 々		
ウ 政治団体によるもの	: ① 何 々 ② 何 々		
	· (内訳の計) (2) 何 々		
	: (内訳の計)		
(3) その他の事業	1 何 々 2 何 々 : 小 計 合 計		
4 借入金	1 何 々 2 何 々 :		
5 本部又は支部から供与された交付金に 係る収入	合計 1 何々 2 何々		
6 その他の収入	: 合計 1 何々		
	2 何 々 : 合 計		
収入の総	<u> </u> 額		

② 支出簿

区 文山海				4.0.2	
支出の目		金額	年 月 日	支出を受け	備考
項目	摘要			た者の氏名	V113
1 経常経費 (1) 人件費	1 何 々 2 何 々 : 合 計				
(2) 光熱水費	1 何 々 2 何 々 : 合 計				
(3) 備品・消耗品費	1 何 々 2 何 々 : 合 計				
(4) 事務所費	1 何 々 2 何 々 : 合 計 総 計				
2 政治活動費 (1) 組織活動費	1 何 々 2 何 々 : 合 計				
(2) 選挙関係費	1 何 々 2 何 々 : 合 計				
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費 ア 機関紙誌の 発行事業費	1 何 々 2 何 々 : 小 計				
イ 宣伝事業費	1 何 々 2 何 々 : 小 計				
ウ 政治資金パ ーティー開催 事業費	1 何 々 2 何 々 : 小 計				
エ その他の事 業費	1 何 々 2 何 々 : 小 計 合 計				

(4)	調査研究費	1 何 々 2 何 々 : 合 計			
(5)	寄附・交付金	1 何 々 2 何 々 : 合 計			
(6)	その他の経費	1 何 々 2 何 々 : 合 計 総 計			
支	出の	総額		1	

③ 運用簿

運用の目	目 的		れ等に あ事項	払戻し等に係る事項	
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a) 領人れ (a) (a) (a) (a) 年月日 第(b) (a) 年月日	備考
1 預金又は貯金	1 何 々 2 何 々 :				
2 国債証券等	1 何 々 2 何 々 :				
3 金銭信託	1 何 々 2 何 々 :				

5 収支報告書

(1) 収支報告書の提出 (規正法第12条第1項)

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年(1月1日~12月31日)の全ての収入・支出について収支報告書を作成し、提出することが義務づけられています。活動を停止していた等の理由により収支がない(収支が「ゼロ」である)場合についても、提出義務があります。

※ 収支報告書を2年続けて提出期限までに提出しない政治団体は、設立届のない団体とみなされます(政治資金規正法第17条第2項適用団体)。

その結果、政治活動(選挙運動を含む)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を 受け、又は支出をすることができなくなります。

<例>

令和 5年10月 1日 政治団体設立

令和 6年 4月 1日 令和5年分収支報告書未提出

令和 7年 3月31日 令和5年分・令和6年分収支報告書未提出

令和 7年 4月 1日 法17条2項適用団体

※提出期限の最終日が休日の場合、翌営業日が提出期限となる。

(2) 提出期限(規正法第12条第1項、第19条の10)

原則として翌年の3月末日までに提出することとされていますが、当該日が休日の場合にはその翌日が提出期限となります (期限の日が行政機関の休日にあたるときは、その翌日をもってその期限とみなしています。以下同じ。)。

なお、翌年の1月1日から3月末日までの間に国政選挙の期間がかかる場合には、4月末日が提 出期限となります。

また、国会議員関係政治団体の報告については、翌年の5月末日までに提出することとされていますが、1月から5月末日までの間に国政選挙の期間がかかる場合は、6月末日までとなります。

(3) 提出部数

提出は1部で結構ですが、団体用の控え (コピー) をとっておくようにしてください。 ※収支「ゼロ」の場合に記載する様式は、次のとおりです。

(その1) 表紙

(その2) 収支の状況

(その17) 資産等の状況

(その20) 宣誓書

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	団体区分	(その14)経常	経費の内訳の記載	(その15)政治	活動費の内訳の記載	政治資金
	四种色刀		明細の記載及び領 収書等の写しの添 付		明細の記載及び領収書等の写しの添付	監査報告 書の添付
1	一般の政治団 体	_			5 万円以上	_
2	資金管理団体	要 (支出額 0 円のときは不要)	5 万円以上	要 (支出額0円の ときは不要)	5 万円以上	_
3	国会議員関係 政治団体	要 (支出額0円の ときは不要)	1万1円以上	要 (支出額 0 円の ときは不要)	1万1円以上	要

(4) 提出先

山梨県選挙管理委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁別館1階 電話 055-223-1829

(5) 提出方法

① 窓口へ持参

窓口で訂正をする場合、「会計責任者」の訂正印が必要ですので、収支報告書を提出する際は、 会計責任者の私印(認印で可)をご持参ください。

また、収支報告書の表紙の内容等に変更が生じた場合は、「届出事項の異動届」(資金管理団体については、あわせて「資金管理団体届出事項の異動届」)が必要になります。提出の際には、代表者の私印(代表者を異動する場合は新代表者の印)をご持参ください。

<u>なお、新型コロナウイルス等の感染症の蔓延防止のため、届出事項に異動がない場合は、窓口へ</u>の提出ではなく、郵送又はオンラインにより提出いただけるよう御協力をお願いいたします。

2 郵送(推奨)

内容に間違いがないか良くお確かめの上、郵送してください。確認の結果、訂正すべき箇所が見つかった場合、会計責任者印をご持参の上、窓口で訂正していただく必要があります。受付印を押印した収支報告書の表紙(コピー)が必要な場合は、返信用の封筒(84円切手貼付)も同封してください。なお、届出事項に異動がある場合(①参照)、郵送では受付できません。

③ オンライン提出(推奨)

総務省の「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用して、オンラインによる提出が可能です。システムの利用に当たっては、あらかじめログイン用のID及びパスワードを取得する必要があります。詳細は、ホームページ(https://kyoudou.soumu.go.jp/)をご覧ください。

(6) 収支報告書の写しの公表、閲覧及び情報の開示 (規正法第20条、第20条の2)

県選挙管理委員会は、収支報告書が提出された年の11月30日までにその写しを「県のホームページ」において公表します。

提出された収支報告書は、その写しを公表した日から3年間保存され、その間は誰でも県選挙管理員委員会事務局で閲覧及び写しの交付が請求できるようになっています。

情報の開示については、当該収支報告書の写しが公表される日前は開示決定を行わないものとされています。

※ なお、総務大臣届出団体の収支報告書の閲覧及び写しの交付の請求を行う場所は、総務省となります。

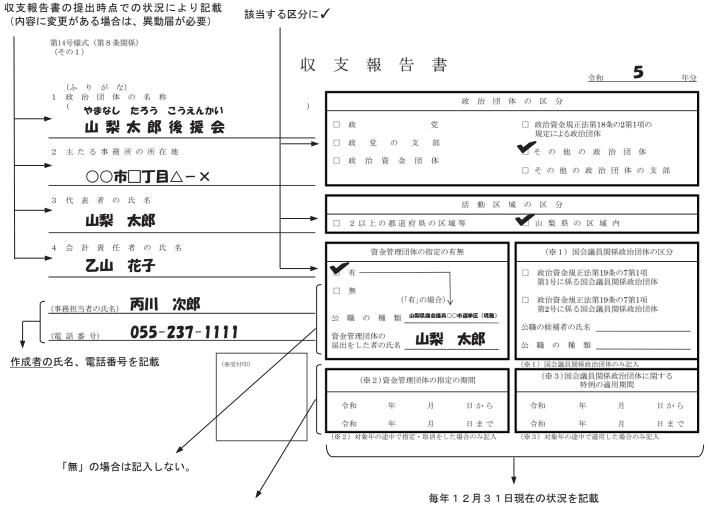
(7) 収支報告書記載要領及び記載例 (次ページ) (規正規則第8条)

注) 各様式の記載例はあくまで記載方法を示すためのものであり、積み上げ等は一致しません。

なお、県選挙管理委員会から配布している収支報告書様式に記載する際、各様式の枚数に不足が生じた場合は、適宜複写してください。

様式(その1)

(表紙) ※必ず提出



資金管理団体の指定を受けていた期間を記入。

(※1月1日から12月31日まで通年で指定されていた場合は、記載不要)

「資金管理団体の指定の有無」欄について(指定が「有」の場合)

「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して記載すること。

また、その職にある者にあっては「山梨県議会議員〇〇市選挙区(現職)」、その職の候補者にあっては「山梨県議会議員〇〇市選挙区(候補者)」、候補者となろうとする者にあっては「山梨県議会議員〇〇市選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。

(収支の総括表、個人の負担する党費又は会費及び寄附) ※必ず提出 様式(その2) (その2) 1 収支の総括表 収 支 の状 況 8 6 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 収入総額 (前年からの繰越額) (本年の収入額) 8 1 5 0 0 0 0 ② ~ 「下記(1)個人の負担する党費 支 出 総 額 6 3 8 2 0 0 0 又は会費 В 2 2 6 8 0 0 0 A-B (2) 寄附 翌年への繰越額 (その3)~(その6)の合計額 収入項目別金額の内訳 (1) 個人の負担する党費又は会費 (その13) の合計額と一致。 1000000 _____ (法人その他の団体が負担する会費等は、「寄附」となる) 1 0 Ô 員 ─ 延べ人数ではなく実人数 (2)寄 寄附(イを除く。)の区分 余 2000000 (その7)へ内訳を記載 (ア)個人からの寄附 [うち特定寄附] (その7)へ内訳を記載 (イ) 法人その他の団体からの寄附 1 0 0 0 0 0 0 (その7)へ内訳を記載 (ウ)政治団体からの寄附 3 0 0 0 0 0 0 (ア) + (イ) + (ウ) [寄附のうち寄附のあっせんによるもの] (その8)へ内訳を記載 0 政党匿名寄附 🤍 (その9)へ内訳を記載 3 0 0 0 0 0 0 合 (ア 「街頭または一般に公開される演説会もしくは集会の会場において、政党に 対してされた匿名の寄附でその金額が千円以下のもの」のこと

「個人又は団体によって特定の政治団体又は特定の公職の候補者のために政治活動に関する寄附が集められ、これが当該政治団体又は候補者に提供されるもの」のこと

参考

	項目	内容						
1 第	党費または会費	個人が負担する党費または会費(当該団体の規約等の定めにより集められるの)の合計金額及び納入した者の実人員。 ※「法人その他の団体」からの党費または会費は除く(「2 寄附(2)法人の他の団体」に含める。						
2 寄	(1)個人	個人からの寄附(特定寄附を含む。)	政治団体が受けた、自動車・事務所・労務等の無償提供や					
附 	(2)法人その他の団 体	「法人その他の団体」から受けた寄附(党費・会費として受けた金額を含む。) ※「法人その他の団体」からの寄附を受けられるのは、政党又は政党支部のみ。	物品の寄附は、金額に換算して計上する。 ※年間5万円超(5万1円以上)の寄附については、個別に明細を記載する。					
	(3) 政治団体	政治団体として届出がある団体からの寄附 ※政党支部が、本部又は支部から受け取った交 付金は、(その5)に計上する。						
	(4) 政党匿名寄附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開さいて受けた、1,000円以下の寄附。 この例以外は、すべて禁止。	される講演会若しくは集会にお					
	幾関誌紙の発行その 也の事業による収入	「機関紙や機関紙誌の発行事業収入」「政治資金 「新年会・忘年会等その他催し物の会費による場 具体的には、「○○機関紙発行事業」「△△政治資 講演会開催事業」「××総会開催事業」等の名称 ここで掲載した事業については、支出の2「政治 その他の事業費のいずれかの支出として掲載され ※これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入	収入」。 予金パーティー開催事業」「□□ ※を事業ごとに記載する。 台活動費」の(3)機関紙誌の発行 れる。					
4 信	 十入金	個人または金融機関等からの借入金。						
Ė	はまままないない はまされた交付金に係 が収入	本部・支部間又は支部間における(選管等へ届出がある支部に限る。)交付金・還付金・納付金・寄附等によって受けた額。						
6 ~	たの他の収入	上記1~5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。 この項目は、1件10万円以上のものについては個別に明細を記載する。						

様式(その3) ^(その3)

(機関紙誌の発行その他の事業による収入)

(3)機関紙誌の発行その他の事業による収入										
事業の種類	金	額	備	考						
機関紙「○○○」の発行事業	+22 ## 	300000								
山梨太郎を励ます会		200000	令和5年7月10日	□□□会場						

────────────────────────────────────										
収入と支出の差額ではない。			た事業については	:、「2 政治活						
動費の(3)機関誌紙の発行	テその他の事業費」の)支出に対応している	ため、必ず「アか	らエの各事業」						
に区分し、かつ事業の種類に	ごとに(その15)を	作成すること。								
ア 事業名は具体的に記載する										
イ 政治資金パーティー(※)			で開催した場合には	あっては、その						
■ 旨及び当該他の政治団体の4	呂称を備考欄に記載す	でること。								
── ※ 政治資金パーティー				-						
※ 政乃員並ハーティー対価を徴収して行われる	健物で 当該健物の	対価に依ろ収えの全報	から その催物!							
差し引いた残額を、催物を										
することとされているもの				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
—		- 1-1 · 0-79611-170 05 0 07		•						

この頁の小計		5000000								
숌 計		500000								

様式(その4) ^(その4)

(借入金)

	借	入	先			金						額			備	考
0(行□支	店		-	+#			7 1 5	0	Ó	0	0	Ö	令和5年4月12日	
											<u> </u>					
_ *	******	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	J	• • • •					• • • •						***
① 借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、「○○銀行△△支店」というように具体的に借入 先を記載すること。																
② 借入先ごとの残高が100万円を超える場合は、様式(その17)「資産等の状況」の「シ」の有口にチェックし、内訳を様式(その18)に計上すること。																
ē		、内訳を	様式(そ	の18) [5	計上	する	5 - 2								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	③ 借入	金を年内	に返済し	た場合	にも	全額	[計上	: :L.	返済					1 3	3)「支出項目別金8 すること。	質」の「その他の ・
***	③ 借入	金を年内	に返済し	た場合	にも	全額	i計上)て	: :L.	返済		F] &	とし		1 3 上。		項」の「その他の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	③ 借入	金を年内	に返済し	た場合	にも	·全額)15	i計上)て	こし、 ご「借	返済	返済	F] &	とし	て計	1 3 上。		項」の「その他の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	③ 借入	金を年内	に返済し	た場合	にも	·全額)15	i計上)て	こし、 ご「借	返済	返済	F] &	とし	て計	1 3 上。		項」の「その他の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
-	③ 借入	金を年内	に返済し	た場合	にも	·全額)15	i計上)て	こし、 ご「借	返済	返済	F] &	とし	て計	1 3 上。		項」の「その他の • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	③ 借入	金を年内	に返済し	た場合	にも	·全額)15	i計上)て	- し、 「 信	返済	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F	- L	て計	1 3		項」の「その他の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

様式(その5)

(本部又は支部から供与された交付金に係る収入)

(その5)

(5)本部又は支部から供与された交付	才金に係る収入									
交付金を供与した本部又は支部の名称	金				額			年月日	主たる事務所の所在地	備考
○○○党本部	+/ %	Ï	5	0 0	0	0	Ö	5.10.1	○○市◇◇一丁目△番□号	
				0 0					△△市□□一丁目○番□号	
•**************************************	Lii1.					i		l	l	l
に当該交付金の金額及び供	与を受けた。 部又は支部が	年月日を言 から供与さ	亥当 され <i>†</i>	闌に言 と収入	記載す	する	ے ک		你及び主たる事務所の所在地 称を問わず、全てここでいう	
					<u> </u>		•			
						1				
			i			<u> </u>				
				- 1		-				
この頁の小計		2	0	0 0	0	0	0			
合 計		2	0	0 0	0	0	0			

様式(その6)

(その他の収入)

(7の6)

4*	-	т —	^						ı÷Σ			A++	+
摘	要		金						額		_	備	考
頁金利子		L	+#2		**	1	0	Ó	0	0	Ö	○○銀行□□支	店
			:	1	:	T_					Ĭ		
		1	i	1	:	\vdash	1	:	i		┪		
		+ :	+	+ +	+	\vdash	1	:	-	- !	\dashv		
◆始(粉□1-													
10万円未満	気のものについて	は、-	-括し	て合計	十金客	頁を	Г1	件 1	1 0	万円	未	ものについて内訳を記 満のもの」欄に記載す こ具体的に記載するこ	ること。
10万円未満	気のものについて	は、-	-括し	て合計	十金客	頁を	Г1	件 1	1 0	万円	未	満のもの」欄に記載す	ること。
10万円未満	気のものについて	は、-	-括し	て合計	十金客	頁を	Г1	件 1	1 0	万円	未	満のもの」欄に記載す	ること。
10万円未満	気のものについて	は、-	-括し	て合計	十金客	頁を	Г1	件 1	1 0	万円	未	満のもの」欄に記載す	ること。
10万円未満	気のものについて	は、-	-括し	て合計	十金客	頁を	Г1	件 1	1 0	万円	未	満のもの」欄に記載す	ること。
1 0 万円未清② 「摘要」相	ものについて には、収入の基	は、-	-括し	て合計	十金客	夏金 夏金	「1 利子	件 1	10	万円	3未注: う!	満のもの」欄に記載す	ること。
1 0 万円未満 ② 「摘要」相 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	のものについて 間には、収入の基 の 小 計	は、-	-括し	て合計	十金客	夏を夏金:	「1 利子 O	件 1 」と の	1 0 = lv	万円 うよ	未 う つ	満のもの」欄に記載す	ること。
10万円未清② 「摘要」根	のものについて 間には、収入の基 の 小 計	は、-	-括し	て合計	十金客	夏を夏金:	「1 利子	件 1 」と の	1 0 = lv	万円 うよ	未 う つ	満のもの」欄に記載す	ること。

様式 (その7)

(寄附の内訳)

共通事項

- ア 様式(その2)に記載した「寄附」の内訳であり、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」及び「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の 区分」欄に、これらの区分を記載すること。
- イ 同一の者からの「寄附」で、その合計金額が年間5万円を超えるものにあっては、当該「寄附」をした者の氏名、住所、職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び当該「寄附」の金額並びにそれを受けた年月日を記載すること。同一の者からの「寄附」が年間2件以上ある場合には、当該「寄附」をした者についてそれを受けた年月日順にまとめて記載し、小計を入れること。同一の者からの「寄附」について、それを受けた年月日ごとに記載しなければならず、「R5.5.1~10.1」というように、期間をまとめて記載することはできない。
- ウ 「寄附」のうち、イにより明細を記載した以外のものについて、「その他の寄附」欄に、まとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

(7)寄附の内訳					寄附者の区分	個	Κ	
寄附者の氏名(団 あっては、その名		金	額	年月日	住所(団体に8 主たる事務所の		職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
山田 太郎	1	**	00000	5.1.10	○○市◇◇一丁	「目△番□号	自営業	
n		4	100000	5.5.20	n		n	
計			800000)				
甲野 一郎		1 (00000	5.10.1	△△市□□二丁	目○番□号	(株)○○商事役員	
45111111				I			J	
間550 0 50 3 個場 3 個場	万円以下でで ・政治資金 万円を超える からの寄附の には、「寄附 ・特定寄附る 本に寄附する	あっても、全て 団体以外の政治 ることはできな のうち、特定寄 け者の氏名」欄 とは、政治家自 ることをいう。	上の優遇措置を受け その明細を記載する 団体の場合、寄附のい。 附については、例え こ「 〇特 山梨太 身が政党から受けた は、「備考」欄に「	ること。)個別制限 にば、山季 郎」とい :政治活動	見により、同一 以太郎が資金管 うように記載 かに関する寄附	・の者からの 理団体の原 すること。 けを自分の打	の寄附金額は年間 国出をした者である	1
この頁の小	+ ; ;	1 1	300000					
その他の寄	1 :		200000	1				
合	+ ; ;	· -	000000	1				

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人そ	の他の団体	
寄附者の氏名(団体に あっては、その名称)	金		額	年月日	住所(団体にあ・ 主たる事務所のF		職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
	1 +at	**	e #					
44					J			
_					されるのでこの 以外の者に対し ⁻		けること。 けることができな!	<u>٠</u> ٠.
- ※ 平成 1	1年12月3	1日までは、流	去人その他の団]体は、耳	改党、政治資金	団体及び	資金管理団体に対	して
寄附する	ことができた	(同一の資金管	管理団体への寄	附は年間	間50万円まで)	が、平原	成12年1月1日:	から 🖥
I =					寄附は禁止)この			
この頁の小計								
その他の寄附								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		: ; ; ;	1 1					

(その7)

(7) #	附	ØΡ	勺部	1																		1	寄附名	者の	区分		i	政	台區	1	本					
	者 の ては								ŝ	i								額				年月日		住所 主た				, ,	ては	,	T	批業			こあっ の氏名	備	ā
0	×	政	:4 10	泸	晶	A			+	Ł			Í	()	0	Ó	0	0)	Ö	5.8.22	×	(׆	5 C		目		番	号	I	Ţ	ш	四	郎		
								;	:	4		<u>:</u>	<u>; </u>	1	_;		_		<u>; </u>	<u>;</u>			L								4					┖	
								-	1			1	1		;		!		1	-																	
	い。														_ /					_,		こは該当									_						. •
4.						"	Ι"	 -	 	7	-	,		T	•••• ;				4** ;				Τ								T					 Ι''	- *
								-	-	T		:	-	Ť	-;		! !		:	-			T								Ť					T	
								-	-				-				! !		:	-			Г								T						
								-:							:		: :						Γ								Τ						
								;	-			i	-		i				i	-																	
								<u>;</u>	<u>:</u>			:	<u> </u>						<u>:</u>	<u>;</u>			L								1						
								-	:				-		_;				:	-			L								1					L	
							L		1			i	1		į				İ	-			L								_						
	თ						L	<u>;</u>	-	4		<u> </u>	1	()	0	0	0	0	_																	
₹	Ø	他	ወ	寄	附			;	:			i	:						i	:	0																
合					it			-	-	T		1	1	()	0	0	0	10)	0																

様式(その8)

(寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳)

(その8)

(8) 客附のうち客附の	あっせんによる	ものの内訳			寄附のな	あっせん者の区分		
寄附のあっせん者の氏* (団体にまっては、その名称)	金		額	提 供 年月日	集めた 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
	+=	₹ ज	* *					
	. النائد المار	Liliiii		ι	ι	l	J	l

『寄附のあっせん者の区分』には、あっせん者ごとに「個人によるあっせん」、「法人その他の団体によるあっせん」又は「政治団体によるあっせん」に分類し、それぞれ別葉とするほか、様式(その7)の記載要領に準じて記載すること。

※ 「寄附のあっせん」については、12ページを参照してください。

1		:	•••	•	ייי די	• • • • •	1		- 1		• • •	••	[· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 / · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	
1					- 1	- ;		i i		i	- 1					
ı																
١									\exists	i						
١									\exists	:						
1									\exists							
1	この頁の小計															
1	その他の寄附									- 1						
ı	合 計															

様式 (その9)

(政党匿名寄附の内訳(政党のみ対象))

(その9)

金		額	年 月 日	備考
÷iž	ह ज	+ =		
	+ + +			

様式(その2)に記載した「政党匿名寄附」の内訳であり、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額、年月日及び場所を記載すること。

※ 「政党匿名寄附」については、12ページを参照してください。

,	 	,
この頁の小計		
合 計		

様式 (その10)

(機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳)

(その10)

(10)機関紙誌の発行	デその他の事業による収入のうち特定パーティーの対値	画に係る収入の内訳	
特定バーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払を 開催年月日 した者の数	開催場所 備 考
○×記念パーティー	10000000	500 5.6.30	×市○丁目△番 前年収入 □号 ○△会館 ×人、○○円
4,	L	l	L
ティーごと すること。 ② 前年開催 れる政治資 ③ 前年の収	会パーティーのうち、特定パーティー(対何: に、名称、開催年月日、開催場所、対価に をまたは翌年開催であっても、開催規模が 受金パーティーは、当該年の収入が 1,00 な入がある場合には、備考欄にその人数・会 場合には、備考欄に共催した団体の名称・会	に係る収入の金額及び対価の支抗 1, 000万円以上又は1,00 00万円未満であっても記載する 金額を記載すること。	ムをした者の数を記載 〇〇万円以上と見込ま
この頁の小計	1000000	,	
合 計	1000000	1	

様式 (その11)

(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)

(その11)

(11)	政治資金パーティー	on ád (m	1-18.2	: 110 % 21	r£t≣P						政治資金/	ベーティーの:	名称	選管四郎	を励ます会		
(11)		. (О) ЖІ	k- 1# 6	DMX/CV.) PO BA						対価の支払	なをした者の[区分	個人から	の対価の支払い		
	(私をした者の氏名 あっては、その名称)		金					!	額		年月日	住所 (団体 主たる事務			職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備	考
山梨	花子		+12	-	62	2	5	Ø	0 0	0	5.9.30	OO 市 ∆∠	丁巨	¥番□号	会社役員		
			<u> </u>		-				- !	1							
			<u> </u>	i					i	<u> </u>							
			-	- 1	-					1							
		-	!				1 1		- 1	-							
				_ '													
_											万円を超	える収入な	があ [.]	った場合	に、その者の氏	上。 名、	•
3	住所、職業、対) 「政治資金パ とに別葉とする	t価の: ーティ こと。 をした の対(金額. ィー(・ と者の)	及び年 の名称 の区分 支払」	三月日 下」欄 ・」欄(に分	i をi にに には 類し	記載 [*] は、当 、、「((する 当該 固人 記載	こと。 政治資 から し、	。 資金/ の対(それ	ペーティ- 西の支払 ₋ ぞれ別葉	−の名称を 」、「法人そ とすること	·記載 の他 こ。	ぱし、政治 2の団体が	台資金パーティー いらの対価の支払	- ご	
3	住所、職業、対) 「政治資金パ とに別葉とする) 「対価の支払 「政治団体から	t価の: ーティ こと。 をした の対(金額. ィー(・ と者の)	及び年 の名称 の区分 支払」	三月日 下」欄 ・」欄(に分	i をi にに には 類し	記載 [*] は、当 、、「((する 当該 固人 記載	こと。 政治資 から し、	。 資金/ の対(それ	ペーティ- 西の支払 ₋ ぞれ別葉	−の名称を 」、「法人そ とすること	·記載 の他 こ。	ぱし、政治 2の団体が	台資金パーティー いらの対価の支払	- ご	
2 3	住所、職業、対) 「政治資金パ とに別葉とする) 「対価の支払 「政治団体から	t価の: ーティ こと。 をした の対(金額. ィー(・ と者の)	及び年 の名称 の区分 支払」	三月日 下」欄 ・」欄(に分	lを記している。 には い類 ! O ブ	記ま、「個方では、「個方では、」	する当場の大学を表現します。	こと。 政治資 から し、	。 資金/ の対付 それ 価の	ペーティ- 画の支払 ₋ ぞれ別葉 支払につ	−の名称を 」、「法人そ とすること	·記載 の他 こ。	ぱし、政治 2の団体が	台資金パーティー いらの対価の支払	- ご	***

様式 (その12)

(政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳)

(その12)

よるものの内訳	~ の対・	価に係	る収入	のうり	ち対値	西の支	払の	あっ	せんに	政治資	金パーモ	ティーの名称		パーティ	١ –	
\$ \$ 0 00 00 PM BA										対価の3	を払のあっ	せん者の区分	政治団体	からの対	付価の支払に	١
対価の支払のあっせん者の氏 名(団体にあっては、その各称)		金						額		提 供 年月日		住所(団体にる 主たる事務所の]体にあって そ者の氏名)	備考
選管政治連盟		+#2		हज	6	0	Ó	0	0 0	5.1.20	5.1.1 ~1.17	□市×丁目	○番△号	甲山	一郎	
				1												
		-		:												
				:												
		-														
I A'																
ーの政治資金/ て、様式(その ※ 政治資金/ 個人または匠 これを当該政治)11) ペーティ 団体が、	に3 イ <i>一の</i> 特定	≝じて O対価 ≧の政	記載 の支 治団	する 払し 体σ	るこ	と。 あっ	せん	5							
て、様式(そ <i>0</i> ※ 政治資金/ 個人または団)11) ペーティ 団体が、	に3 イ <i>一の</i> 特定	≝じて O対価 ≧の政	記載 の支 治団	する 払し 体σ	るこ	と。 あっ	せん	5							
て、様式(その ※ 政治資金/ 個人または医 これを当該政治)11) ペーティ 団体が、	に3 イ <i>一の</i> 特定	≝じて O対価 ≧の政	記載 の支 治団	する 払い 体の 。	るこ いの りたと	と。 あった	oせ/ 政治	ん 台資金 <i>·</i>							
て、様式(そ <i>0</i> ※ 政治資金/ 個人または団)11) ペーティ 団体が、	に3 イ <i>一の</i> 特定	≝じて O対価 ≧の政	記載 の支 治団	する 払い 体の 。	るこ いの りたと	と。 あっ めに	かせん 政治	5							

様式 (その13)

(支出項目別金額の内訳)

(その13)3 支出項目別金額の内訳

項目目	金	 額	備	者
	1 1+2m 1 1 2 2 2	+	1/#	
1 経 常 経 費 (1) 人 件 費			→内訳(その14)は不要	:
(2) 光 熱 水 費		350000	┃	
(3) 備品・消耗品費		<u>65000</u>	団体は、内訳(その1	
(4)事務所費		500000		
小 計	3	<u> 5 0 0 0 0 0</u>	(1)~(4)の合計・	· · A
2 政 治 活 動 費	1	272000		
(2) 選 挙 閲 係 費		550000		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1 1 1 1 1	560000	ア〜ェの計	
ア機関紙誌の発行事業費		210000	Net This Pit of	<u> </u>
イ 宣 伝 事 業 費		0		本部又は支部に対金に係る支出につ
ウ 政治資金バーティー開催事業費		350000	ては、これらの	項目ごとにその額
ェその他の事業費		0	「備考」欄に併	せて記載。
(4) 調 査 研 究 費		0		▼
(5) 客附·交付金		500000	うち支部交付金 20). 000円
(6) その他の経費		0		
小 計	2	882000	(1)~(6)の計・・・	В
舎 計	6	387000	→ A+B ⇒ (その2)	

▶ 様式(その15)により、それぞれ、その内訳を記載すること。

① 「経常経費」について、資金管理団体による1件あたり5万円以上の支出(人件費を除く。)について、その明細を様式(その14)に記載し、領収書等の写しを添付しなければならないので注意すること。また、国会議員関係政治団体に該当する場合、1件あたり1万円を超える支出(人件費を除く。)について、その明細を様式(その14)に記載し、領収書等の写しを添付しなければならない。

.....

② 各支出項目において、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出が含まれている場合は、項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。これらの額の合計は、様式(その16)の合計に一致すること。

なお、当該政治団体の本部又は支部に供与した支出については、その名称を問わず、全てここでいう「交付金」に含まれることとなるので注意すること。

参考 支出項目の分類基準表

	項目	項目別区分小分類の例	内容
1	(1)人件費	総額を記載し、内訳・領収書は不 要	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
経常経費	(2)光熱水費	①資金管理団体は、内訳が必要 (5万円以上の支出には、領収 書等の写しを添付)	電気・ガス・水道の使用料及びこれらの計器 使用料等をいう。
	(3) 備品· 消耗品費	②国会議員関係政治団体は、内訳が必要 (1万1円以上の支出には、領収 書等の写しを添付) ③上記以外の団体は、内訳・領収 書等は不要	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務所用紙、封筒、筆記具等の事務用品類、新聞、雑誌、ガソリン(事務所用自動車用)等の消耗品の類の購入費をいう。
	(4)事務所費		事務所の借料損料(地代・家賃など)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料、政治資金監査報酬その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの。

		項目別区分小分類の例	内容
2 政治活	(1)組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、渉 外費、交際費など(選挙に関する ものを除く。)	当該政治団体の組織活動に要する経費 (選挙に関するものを除く。)で、例え ば、当該団体の大会費・行事費(臨時に 会費等を徴収しないで実施したもの)、 組織対策費(当該団体の日常の政治活動を行う上で要する経費)、渉外費(他 団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など)、交際費(慶弔等の儀 礼的に支出する経費など)など。
動費	(2)選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策 費など	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞として候補者又は出納責任者に寄付したもの。その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費(選挙時の確認団体の政治活動費等)の類をいう。政治団体への寄附は、政治活動に関する寄付として、「(5)寄附・交付金」に区分される。

(3)	- J	₩ BB VI → ~	计 料弗 印刷弗 类生效学弗 匠	材料費、印刷費、荷造発送、原稿料、機
機 関 そ誌 の紙 他の		機関紙誌の 発行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原 稿料、発行事業従事者の給与な ど	材料質、印刷質、何這発送、原稿料、機 関紙誌の発行事業に従事する者に支払 われる給与、その他機関紙誌の発行に 要する経費の類をいう。
の発事行業	イ Î	宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの 広告費、ポスター・パンフレット の作成費、宣伝用自動車の購入・ 維持費など	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビ等の広告料、ポスター・ビラ・パンフレット・団体の看板等の作成費、ホームページ関係費、宣伝用自動車の購入費用・維持費の類をいう。
	_	政治資金パーティー開 世事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経 費パーティ名、事業名など	政治資金パーティーの開催に要した経費をいい、例えば、会場借上費、記念品代、講演者への謝礼等の講演会に要した経費などでパーティー毎に別葉にまとめる。
		その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費など	会費や売上など「3機関紙誌の発行その他の事業による収入」に掲げた事業に要した経費で、ア、イ、ウ以外の事業について事業毎に別葉にまとめる(催した事業のために会費を徴収したもの)。
(4)調査	 查研究費	T.	研修会費、資料費、書籍購入費など	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、 書籍購入費、翻訳代の類をいう。
(5) 寄附	付・交付	十金	寄附、交付金、会費など	当該団体以外の政治団体等への政治活動に関する寄付・会費・賛助金、当該政治団体の本部又は支部の関係にある団体間(政党を含む。)で、本部又は支部に供与した交付金、会費、負担金の類をいう。 選挙に関して候補者(又は出納責任者)に支出される経費は、「(2)選挙関係費」である。
(6) 70	の他の絡	E費	借入金返済、貸付金など	上記(1)~(5)に分類できない政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。

様式 (その14)

(経常経費(人件費を除く。)の内訳)

※国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ必要

(その14)

(2)経常経費(人作	費を開	除く。)	の内割	R							項目別区分	湯 備品・消耗品費		
支出の目的		金						額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所の机購入		+ 12		ē.≅		5	σ	0	0	0	5.4.11	○○事務販売	○○市◇丁目×-△△	
ガソリン代				i		5	0	0	0	0	5.4.26	○○石油販売	△△ 市◇丁目× −○	
自動車修理代金					1	0	0	0	0	0	5. 7. 3		□□市◇丁目×−○	
	-	-							-					
	-		1			-	-		-					₩
			1 !			!	<u>: </u>		!	-				1
		<u> </u>	1	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u>i </u>	<u> </u>				
	- ;	-		-		!	<u> </u>		!	!				1
						1	1		!	1				
	-	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>				╄
		-		-		-	!		!	!				1
	-					1	1		!	<u> </u>				
			1 1	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>					
	-	-		-	_	1	1		!	_				_
		-												
この頁の小計	\vdash		1	i	_	-	-	_	0	-	1			
その他の支出	1	- ;				5			_	0				
合 計	- 1	- 1			6	:5	0	0	0	0				

- ① 様式(その13)の支出項目ごとに分類し、「項目別区分」欄に、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- ② 国会議員関係政治団体でなかった期間、又は資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- ③ 1件あたりの金額が5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1件あたりの金額が1万円を超える。以下同じ。)の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに支出の目的・金額及び年月日を記載すること。また、5万円以上(1万円を超える)の支出については、必ず領収書の写しを添付すること(領収書を徴し難かった支出については、領収書を徴し難かった支出の明細書を作成し、提出すること)。
- ④ 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出を一括してその合計金額を記載すること。

様式 (その15)

(政治活動費の内訳)

共通事項

- ア 「政治活動費」の内訳であり、**様式(その13)の支出項目を適宜小分類**し、記載すること。また、**小分類したものごとに別葉とすること。**
- イ 1件あたりの金額が5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1件あたり1万円を超える もの(以下同じ))の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その 名称及び主たる事務所の所在地)並びに支出の目的・金額及び年月日を記載すること。

また、**5万円以上(1万円を超える)の支出については、必ず領収書の写しを添付すること**(領収書を徴し難かった支出については、領収書を徴し難かった支出の明細書を作成し、提出すること。)。

ウ 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること (小分類については、(その13)の分類基準参照、ただし政治資金パーティーについては、これ によらず、パーティーごとに分類すること。)。

また、「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」というように具体的に記載すること。

エ 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1件1万円以下のもの)の支出を一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

その15)															
(3)政治活動費の内	別に											項目別区分	組織活動費	(組織対策費)
支出の目的		金	Ì						額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備相
趣意書印刷		+	è	1	₹X	8	8	Ó	0	0	Ŏ	5.2.11	○○印刷有限会社	○○市◇丁目×-△△	
" 発送				-	-		6	2	0	0	0	5.2.23	▽▽郵便局	□□市○丁目◇-×	
会議飲み物代							5	0	0	0	0	5.8.10	□□商店	△△ 市□丁目○一 ○○	
会議弁当代				-	!	1	2	0	0	0	0	5.9.24	○□弁当	○○市□丁昌△	
会議室使用料						1	4	0	0	0	0	5.5.5	△△ホテル	□□市○丁目××	
											! !				П
				-	-		1	!		-	:				
				1	 		1	 		 	1 1 1				
				-	!		ŀ	:		:	! ! !				
					 		1	! !		!	! !				
					-			!		-	:				
					1		-	!			! !				
この頁の小計					1	2	5	2	0	0	0				
その他の支出							2	0	0	0	0				
合 計					1	2	7	2	0	0	0				

(その15)

(3)政治活動費の[村訳											項目別区分	ì	学関係費	()
支出の目的		金							額			年 月 日		を受けた者の氏 caっては、その各種		備考
陣中見舞い		+1	t		₹ ₹	2	0	Ó	0	0	Ŏ	5.7.10	甲海	三郎	○○市◇丁目×-△△	
推薦料				-	-	3	0	0	0	0	0	5.7.30	丙田	五郎	□□郡○○町◇◇番地	
					<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>								1
				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u>: </u>		<u> </u>						
				į			į	_								
		-		!	!		!	:			! ! !					
		- !		-	!		!	!	1	!						
							į									
		1		-	!		-	! !		 	! ! !					
		-		-	!		1	:	1	:	! ! !					
		- 1		!	!		!	:		-	! !					
				-	-		!	:		-						
					-											
		-			1		1	-			 					
この頁の小計		-			-	5	0	0	0	0	0					
その他の支出		i	Ι				5	0	0	0	0					
合 計				-	-	5	5	0	0	0	0					

(その15)

(3)政治活動費の 🤈	付訳									項目別区分	・ア. 機関紙誌等の	の発行事業費 ○○機関紙発行	
支出の目的		金					額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備者
原稿料		+#	 हज		6	Ŏ	0	0	Ö	5.4.30	丁川 六子	□□県○○市◇丁目×-△△	
印刷費		1	-	1	5	0	0	0	0	5.5.15	△△印刷株式会社	□□市○丁目◇-×	
	l i	<u> </u>	<u>i</u>		<u> </u>	<u>i</u>							
		!				<u> </u>							
			į										
	-	-	-		1	1							
		!				!							
						<u> </u>							
		-	-										
		!				!							
		1				<u> </u>							
		-	-			!							
			-										
	1	1	-			!							
		!	!		:	!							
この頁の小計		-	-	2	1	0	0	0	_				
その他の支出			į			!			0				
舎 計		-	- 1	2	1	0	0	0	0				

(その15)

(3)政治活動費のP	村訳											項目別区分	うウ. 政治資金パーティ・	-開催事業費7月10日□□□会場山梨太郎を	加きす会
支出の目的		ź	È						額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる掌務所の所在地)	備考
会場借上費		¦ ; +	· it		₹X	1	4	5	0	0	Ŏ	5.7.10		○○市◇丁昌×-△△	
講師謝礼					-		5	0	0	0	0	5.7.31	$\nabla\nabla$	□□市○丁目◇−×	
案内印刷代						1	0	0	0	0	0	5.4.11	000出版		
食事代					-					0				○○市◇丁目×-△△	
							-	!		!					
					-			-		-	! !				
					i		:	:		i	:				
				-	-		1	;		:	:				
				+	+		!	! 		 	<u>. </u>				
	T				+			: 		:	:				
				-	-		-	:		!	:				
		! !		+	+		!	!		!	!				
				\pm	\div			÷		:	:				
				+	+		-	 		-	! !				
この頁の小計	T	 	1	+	+	3	4	5	0	0	0				
その他の支出				-	į			5	_	0	_	4			
合 計					+	3			_	0					

(その15)

(3)政治活動費の内	钥										項目別区分	寄附	・交付金	<u> </u>	
支出の目的		金						額			年 月 日		受けた者の氏名 っては、その各称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備
寄附		+#	-	हर	1	0	Ō	0	0	Ŏ	5.3.12	△□を	支援する会	□□市○丁昌◇-×	
寄附		-		!	1	0	0	0	0	0	5.7.20	甲谷七	郎後援会		
寄附		-			1	0	0	0	0	0	5.10.3		郎後援会	××郡○○町◇□番地	
		-		-			:								
		-													Т
		i		i			! !								
		i	- 1	-		-	:								T
	1	1	1	-			:								T
		+		-	\vdash		!								\top
		+		:		:	! 								+
		-		- 		<u>: </u>	<u>: </u>								+
	1	+	1	-	\vdash	1	<u> </u>								+
	-	+	- 1	+		-			-			-			╁
		+		-	\vdash	!	<u>!</u>								+
この頁の小計		+		-	3	0	0	0	0	O				<u> </u>	
その他の支出		÷		÷						0	1				
合 計	H	+		+	7	0		•	^		l				

(その15)

3)政治活動費の[寸訳											項目別区分	寄附・交付金	〈 交付金	
支出の目的		金							額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備
支部交付金		+#			g x	1	0	σ	0	0	0	5.10.24	○○党□□支部	○○市◇◇一丁目△番□号	
支部交付金	- 1				-	1	0	0	0	0	0	5.12.26	○○党□□支部	○○市◇◇一丁目△番□号	
	J					١	i	i	١			Կ	J		٠٠,
本部又は支部	へ の	交付郐	きがる	ある	場台	計	. =	のホ	羡式	のに	まか	に(その・	16)を提出するこ	と(内容はこの様式の再掲)。	:
	1000	,	۲		• • • • !	, .		,	 • • •	·, ·		ſ	ſ	7	T^
		\pm		: 	! 		: 	: 		: -	: -				t
		÷	+	: -	<u>: </u>		:	: -		: -	: -				t
	H	÷		÷	<u>: </u>		! 	!		! -	!	-			╀
	⊢÷	÷	-	<u>; </u>	<u>:</u>		<u>:</u>	<u>:</u>	-	<u>; </u>	<u>; </u>				╀
	H	<u> </u>		<u> </u>	<u>i </u>		<u>i </u>	<u>: </u>		<u>i </u>	<u>i </u>				╀
				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>				L
				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	!				
								:							
				1	!			!		1	1				T
		-	-	÷	! 		! 	 		†	†			•	_
この頁の小計	\Box			1	1	1	1	1	1	1	1				
この頁の小計その他の支出		-		1	<u>:</u> :	2	0	0	0	0	0	1			

様式(その16) (本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳)

※該当となる支出がある場合は提出が必要

(その16)

支 出 項 目	金					額			年月日	交付金の供 ⁴ 本部又は支	テを受けた 部の名称	主たる事務所	の所在地	備	考
支部交付金	+権	-	FF	1	0 0	0	0	0	5.10.24	○○党□□3	部	○○市◇◇一丁Ⅰ	∃△番□号		
支部交付金				1	0 0	0	0	0	5.12.26	○○党□□才	部	○○市◇◇一丁目	■△番□号		
	の名称及	び主た	こる事	務層	斤の剤	在	也並	びに	こ当該交付	について、 †金の金額ス					
の本部又は支部 ((その14、 	の名称及	び主た	こる事	務層	斤の剤	在	也並	びに	こ当該交付						
	の名称及	び主た	こる事	務層	斤の剤	在	也並	びに	こ当該交付						
	の名称及	び主た	こる事	務層	斤の剤	在	也並	びに	こ当該交付						
	の名称及	び主た	こる事	務層	斤の剤	在	也並	びに	こ当該交付						
	の名称及	び主た	こる事	務層	斤の剤	在	也並	びに	こ当該交付						
の本部又は支部 ((その14、 この頁の小計	の名称及	び主た	:る事 該当3	務門	斤の剤	f在 ^j	也並 掲 す	びに	こ当該交付						

様式 (その17)

(資産等の総括表) ※必ず提出

当該政治団体が、12月31日において有する資産等の項目ごとの有無について「 \square 」内に「 \checkmark 」を記入する($収支が「<math>\Omega$ 」の団体にあっても必ず記載すること。)。

様式 (その18)

(資産等の項目別内訳)

- ① 様式(その17)において「有」とした資産等について、次の例により項目別に、それぞれの資産等の価額等を記載すること。なお、「項目別区分」欄には「土地」、「建物」というように様式(その17)の該当する項目を記載し、それぞれの区分ごとに別葉とすること。
- ② 各資産等の記載方法は、次のとおりである。

資産項目	記載方法
土地	所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、所在を
	「摘要」欄に、面積を「備考」欄に記載すること。
建物	所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、所在
	を「摘要」欄に、床面積を「備考」欄に記載すること。
建物の所有を	当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日
目的とする地	を記載するものとし、所在及び地上権又は賃借権を「摘要」欄に、面積
上権又は土地	を「備考」欄に記載すること。
の賃借権	
動産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得
	の価額及び取得年月日を記載するものとし、品目を「摘要」欄に、数量
	を「備考」欄に記載すること。
預金又は貯金	残高を記載するものとし、「摘要」欄には「残高」と記載すること。
A AD #== 4	(年月日の記載は不要)
金銭信託	信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、
<i>→ /</i>	「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
有価証券	種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、 種類を「摘要」欄に、銘柄及び数量を「備考」欄に記載すること。
 出資による権	世親で「嫡安」欄に、過例及い数量で「備号」欄に記載すること。 出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、出資
利	出真儿、出真儿ことの金領及の出真牛万日を記載するものとし、出真
貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及
美 11 亚	び貸付先ごとの残高を記載するものとし、貸付先を「摘要」欄に記載す
	ること。
敷金	支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金
	の額及び支払年月日を記載するものとし、支払先を「摘要」欄に記載す
	ること。
施設の利用に	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利について
関する権利	は、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載す
	るものとし、種類を「摘要」欄に、施設の名称を「備考」欄に記載する
	こと。
借入金	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及
	び借入先ごとの残高を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に記載す
	ること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分 預	金叉は貯金	
摘要	金	容貞		年 月 日	備考	
残高	→推	1 0 0 0 0	0 0			

(その18)

2 資産等の項目別内訳

. 其度会の項目別別別				
資産等の内訳			項目別区分	借入金
摘 要	金	容貞	年 月 日	備考
△○銀行□×支店	+/ b t	7 5 0 0 0 0 0		

様式 (その19)

(不動産の利用の現況)

(その19)

3 不動産の利用の現況

不	動 産	の	内	≣R				項目別区分					
							利 用	の	現	況			
			_					事務所以外の用に供している場合					
	摘 要 	用 途	使用者と当該資金管 理団体及びその代表 者との関係	使用者ごどの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の 対価の価額							
.l					J			L		L			

資金管理団体については、その有する資産等のうち不動産(様式(その17)のアからウまでの資産をいう。) の利用の現況について項目別に分類したうえで記載すること。

なお、「項目別区分」欄には、該当する項目を記載し、それぞれ別様とすること。

		 	 ,	
ı				
ı				
L				
ı				
ı				
ı				
ı				
ı				
ŀ				
ı				
ı				
ı				
ı				
ı				

様式 (その20)

(宣誓書) ※必ず提出

当該政治団体の<u>会計責任者</u>が記名押印又は署名し、<u>作成日</u>を記入すること。

代表者については、解散時のみ記名押印又は署名すること。

(その20)

添付書類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

〇 月

山梨太郎後接会 政治団体の名称

乙山 花子 会計責任者の氏名

(解散時のみ)

※ 本人署名の場合は押印不要

※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

(8) 収支報告書の添付書類について (規正法第12条第2項、第19条の11、規正規則第9条)

領収書の写しを添付しなければならない経費の支出について、領収書を徴し難い事情があったとき には、次の様式に明細等を記載し、提出すること。

領収書を徴し難かった支出の明細書

第15号様式(第9条関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出 項 目	の目的 摘 要		金	È		1	額			年月日	領収書等を 徴し難かった 事情
組織活動費	会議飲み物代		百万		5	0	0	0	O	5.8.10	即金払いのため
寄附	寄附			1	0	0	0	0	0	5.3.12	銀行振込のため

政治団体の名称 山梨太郎後援会

会計責任者の氏名

乙山 花子

(備考)

※ 本人署名の場合は押印不要

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 3 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。

振込明細書に係る支出目的書

金融機関への振込みによる支出に係るものについては、この様式に金融機関が作成した振込みの明 細書の写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができること。

第16号様式(第9条関係)

振込明細書に係る支出目的書

		支 出 0	の目	的		
項	目				摘	要
何	R				何	₽ P

政治団体の名称

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。)と併 せて提出すること。



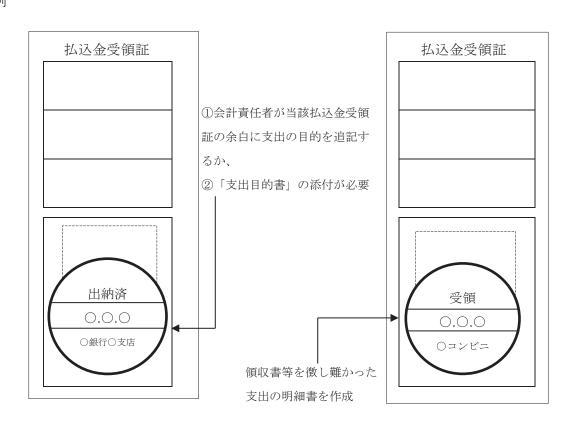
「領収書等」と「払込金受領証」の取扱いについて

- ① 「領収書等」とは、支出の目的、金額及び年月日が記載されており、かつ直接の支出の相手方から 発行された書面とされている。
- ② 「払込金受領証」とは、金融機関、コンビニエンスストア等で払込みをした場合の受領証。支出の目的、金額、年月日がすべて記載されている場合には、当該払込金受領証の写しを提出することになる。
- ③ 「払込金受領証」において、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合には、受領印を確認し、**支払った場所に応じて**、次のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要。

〇 払込金受領証の取扱い

受領者	金融機関 (ゆうちょ銀行含む)	コンビニエンスストアなど				
記載	で支払った場合	金融機関以外で支払った場合				
支出の目的が記載	払込金受領証の写しの添付のみ					
されている場合						
支出の目的が記載	① 会計責任者が当該払込金受領証の	領収書等を徴し難かった支出の明細				
されていない場合	余白に支出の目的を追記するか、	書を作成				
	② 「支出目的書」の添付が必要					

〇 例



政治資金監査報告書

※国会議員関係政治団体のみ必要

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金 監査人の監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりませ ん(規正法第第19条の13、第19条の14)。

【「登録政治資金監査人」とは】

登録政治資金監査人とは、政治資金監査を行う者として、弁護士、公認会計士、税理士のうち総務省の政治資金適正化委員会に登録された者をいいます。政治資金適正化委員会が行う政治資金に関する研修を修了した登録政治資金監査人が、政治資金監査を行うこととされています。

(9) 無償提供を受けた場合について

- Q 労務や事務所の無償提供を受けた場合、寄附にあたりますか。また、寄附にあたる場合、収支報告書にはどのように記載すればよいですか。
- A 法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は 会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定められており、労務や事務所の無償提 供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので、利用 等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」に あたります。

この場合、収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、備考欄に「無償提供」と記載して下さい。しかし、このままでは、法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入(及び繰越額)に含まれてしまいますので同額を支出にも計上する必要があります。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費」(様式(その15))とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、金額欄に収入と同額を記載して下さい。また、この支出については、経理上の処理であるため、領収書等も徴すことができないと考えられますので、「徴難明細書」の領収書等を徴し難かった事情に「無償提供のため」と記載し、対応することとなります。

なお、無償提供であっても「寄附」に該当する場合は、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など法の寄附制限の対象となります。

○ 無償提供を受けた場合の記載例(事務所の無償提供)

① 収入

(その7)

With a F & / FI H >=							
F附者の氏名(団体に っっては、その名称)	金	額	年月日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備考	
山田 太郎	+18	1 5 0 0 0 0°	5.4.10	○○市◇◇一丁目△番□号	学科资育	事務所 無償提供	
山田 太郎 7 5 0 0 0 0 5.4.10 ○○市◇◇一丁目△番□号 会社役員 無償提供 無償提供 事務所の無償提供を受けた場合、寄附の内訳(その7)に事務所の利用料相当分を時価に換算した金額を記載 ——							

② 支出

(その15)

(/								
(3) 政治活動費の内	为訳				項目別区分	みその他の経費 (金	会銭以外のものによる寄附相	当分)
支出の目的	金			額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、またる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる 寄附相当分	+==	m7	150	0 0 0	5.4.10	山田 太郎	○○市◇◇一丁目△番□号	
					<u>[</u>			
そのため、経	理上の処 政治活動	理のため、 費のそのfl	支出に同額	額を計上する	る。	金額と不一致となる	。 :銭以外のものによる寄附相	

③ 領収書等を徴し難かった支出の明細書

第15号様式(第9条関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

	支出の目的							
行番号	項	目	摘	要	金	額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
	その他の	経費	金銭以外の による寄附	_	1 5 0	0 0 0	5.4.10	無償提供のため

②の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徴することができないと考えられるため、 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(第15号様式)を作成する。このとき、「領収書等を徴し難かった事情」に「無償提供のため」と記載すること。

6 寄附に関する制限

(1) 寄附の量的制限

量的制限には、総枠制限と個別制限があります。

金銭等によらない寄附(自動車、事務所、労務等の無償提供)も含めて寄附の量的制限が適用されます。

① 総枠制限(規正法第21条の3)

個人のする寄附の限度額は、政党及び政治資金団体に対しては、年間合わせて2千万円、その他の政治団体及び公職の候補者等に対しては、年間1千万円と定められています。

会社、労働組合、その他の団体等のする寄附の限度額は、資本金や組合員数に応じて、政党 及び政治資金団体に対して年間合わせて750万円から1億円までとなっています。

政治団体のする寄附については、制限が設けられていません。

② 個別制限 (規正法第22条)

個人は、政党及び政治資金団体へは個別制限はありませんが、その他の政治団体へは年間 150万円、政治家への寄附も年間150万円までと制限されています(選挙運動に関する金 銭等による寄附もこの範囲内となる)。

会社、労働組合、その他の団体は、政党及び政治資金団体への個別制限はありませんが、その他の政治団体へは禁止されています。

政治家が指定している資金管理団体へ、政治家自身の自己資金を寄附する場合には、「総枠制限」(1千万円)のみで、個別制限はありません。

平成18年1月1日から、個々の政治団体(政党・政治資金団体を除く)間の寄附は、年間5.00万円以内に制限されています。

③ 総枠制限及び個別制限のないもの

次のものは、総枠制限及び個別制限の適用はありません。

ア 個々の政治団体(政党・政治資金団体を除く)間以外の政治団体のする寄附 (公職選挙法(以下「公選法」と言う。)第199条の5第1項但し書き)

また、政治家の後援会は、政治家の選挙区内の者に寄附することは一部の例外(政治団体、 親族に対する寄附等)を除き禁止されています。

イ 特定寄附 (規正法第21条の3第4項、同法第22条第3項)

特定寄附とは、政治家が政党から受けた政治活動に関する寄附を、自分の指定した資金管理団体へする寄附をいいます。

ウ 個人が遺贈によってする寄附(規正法第21条の3第4項、同法第22条第3項)

(2) 会社等の寄附の制限 (規正法第21条第1項)

会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることができません。

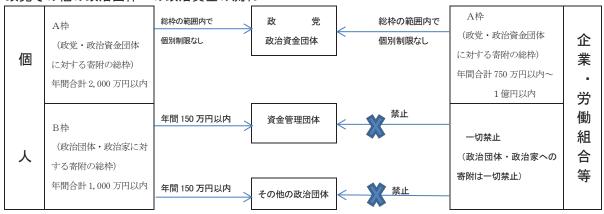
(3) 政治家への寄附の禁止(規正法第21条の2)

政党を除き、何人も政治家への金銭等(金銭及び有価証券)による寄附は原則として禁止されています。

物品等は、会社、労働組合、その他の団体を除き、年間の総枠・個別制限の範囲内で寄附できます。

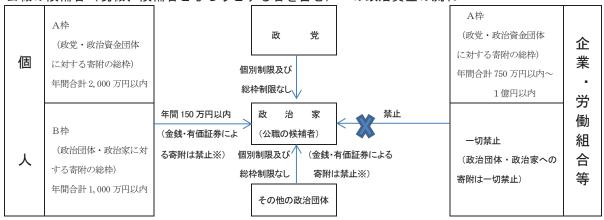
金銭等による政治家個人への寄附は、個人及び政治団体は選挙運動に関する金銭等による寄附のみ可能です。従って、選挙運動に関するもの以外の金銭等による政治家個人への寄附は、政治家本人の後援会であっても禁止されています。

政党その他の政治団体への政治資金の流れ



※ 個々の政治団体(政党・政治資金団体を除く)間の寄附は、年間5,000万円以内。(H18.1.1~)

公職の候補者(現職、候補者となろうとする者を含む)への政治資金の流れ



※物品等による寄附であればすることができる。また、選挙運動に関するもののみ、金銭等による寄附ができる。

寄附の量的制限の概要

日内の主			A +1	7 0 W 0 17 H		- 1/ E !!	
寄附者	個 人		会社·労働組合·職員団体	政	改 治 団 体 		
					政党	 放治団体	
	60 It 4:180		60 14 4 IRD		総枠個別	総枠	個別
受領者	総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	制限	制限	制限
政党•政治資金	年間		資本金•組合員数等				
団体	平间 2, 000 万円	制限なし	(※4)に応じて	制限なし	制	制限なり	-
四体	2, 000 75 17		年間 750 万円~1 億円				
資金管理団体	年間	年間			限		
貝亚日廷四体	1, 000 万円	150 万円(※1)					年間
資金管理団体以	(※2)	年間			な		5, 000 万円
外の政治団体	公職の候補者に	150 万円	禁 』	=			
	対するものは金	金銭等に限り禁			L	A4****	.L(\%0)
公職の候補者	銭等に限り禁止	止(※3)				金銭等に限り禁	
	(※3)	年間 150 万円				その他は制限な	·L

- ※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附については、個別制限がなく、総枠制限が限度となる。
- ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。
- ※3 選挙運動に関するものについては、金銭及び有価証券による寄附ができる。
- ※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
- (注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

(4) 寄附の質的制限

次に掲げるものは、政治活動に関する寄附が禁止されています。

① 特定会社等の寄附の禁止(規正法第22条の3第1項)

- ア 国又は地方公共団体から、補助金、負担金、利子補給その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付の決定を受けた日から1年間は政治活動に関する寄附をすることができません。
- イ 国又は地方公共団体から、資本金、基本金その他これに準ずるものの出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることができません。
- ウ ア、イについて、国との関連のみを有する会社等は、地方公共団体の長及び議会の議員に 関する団体に寄附することまでは禁止されていません。

同様に、地方公共団体との関連のみを有する会社等が、国会議員や当該地方公共団体以外の長及び議会の議員に関する団体に寄附することは禁止されません。

エ 何人も上記ア、イの規定の適用を受けるものであることを知りながら、その者に対して、 政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、要求してはなりません。

また、上記ア、イの規定に違反してされる寄附であることを知りながら寄附を受けることもできません。

② 赤字会社の寄附の禁止(規正法第22条の4)

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附ができません。

③ 外国人などからの寄附の受領禁止(規正法第22条の5)

外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体からの寄附を 受けることはできません(主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社 であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者等から の寄附を除く。)。

④ 匿名寄附の禁止(規正法第22条の6)

何人も、本人以外の名義又は匿名による政治活動に関する寄附はできません。ただし、匿名の寄附について、街頭又は一般に公開される講演会などの会場において、政党又は政治資金団体に対してする1千円以下のものは可能です。

(5) 寄附のあっせん等に関する制限

① 寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止(規正法第22条の7第1項)

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対して業務、雇用その他の 関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法での当該 寄附のあっせんに係る行為は禁止されています。

② 寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止(規正法第22条の7第2項) 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これに類するものから、控除による方法で当該寄附を集めることは禁止されています。

③ 公務員の地位利用による寄附等への関与等の制限(規正法第22条の9第1項)

国又は地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。 また、政治資金パーティーの対価の支払いに関しても同様の規制が設けられています。

※ この他に、公職選挙法の寄附禁止の規定(199条~200条)にも注意してください。

〈参考〉公職選挙法による寄附の制限一覧

寄附をしてはならない者	禁止期間	禁 止 の 内 容
①国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公選法 199条①		衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
②地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約 の当事者 公選法 199 条①	禁止期間 科子補給金の交付決定の通知を受けた日から、現実に金額の給付のあった日から起算して1年を経過した日までの間 時期を問わず ・任期満了の日前90日・解散の翌日・選挙を行うべき事由が生じた旨選管が告示した日の翌日	当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
③国から利子補給金の交付を受け融資を行っている 者から融資を受けている会社その他の法人 公選法 199条②		衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
④地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を 行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公選法 199条②		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
⑤公職の候補者等 公選法 199条の2	時期を問わず	当該選挙区内にある者に対して 例 外 1. 政治団体に対してする場合(政治団体が後援団体であるときは、⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。) 2. 公職の候補者等の親族に対してする場合 3. 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するため選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く)としてする場合 政治団体が後援団体であるときは、⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。 (この講習会等には参加者に対して饗応接待が行われるような集会は含まれないし、この講習会等が選挙区外で行われる場合も例外には当たらない。また、⑨、⑩に掲げる期間に行われる場合も禁止される。)
⑥公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体 公選法 199条の3 ⑦公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体 公選法 199条の4 ⑧後援団体(政治団体のうち、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの) 公選法 199条の5①	・・・時期を問わず	公職の候補者等の氏名を表示又は類推されるような方法で、当該選挙区内にある者に対して例外 (政治団体に対してする場合) 当該選挙に関してその選挙区内にある者に対して例外 政治団体又は公職の候補者等に対してする場合 当該選挙区内にある者に対して例外 1. 政治団体又は当該公職の候補者に対してする場合 2. 団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附(⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。また、花輪、供花、香典、祝儀類も禁止される。)
⑨何人も公選法 199条の5②⑩公職の候補者等	・解散の翌日 ・選挙を行うべき事由が生じた旨選管が	後援団体の集会(結成のための集会も含む。)、旅行行事等において、当該選挙区内にある者に対して、饗応接待をし、 又は金銭、記念品、その他の物品を供与すること。

⁽注) ⑤の場合、逆に何人も公職の候補者等に対して、公職の候補者等の選挙区内にある者に対する寄附を勧誘したり要求したりすることも禁止される。 (親族が公職の候補者等に要求する場合等は除く。)

7 個人のする政治活動に関する寄附に対する課税上の優遇措置

租税特別措置法により、次の要件に該当する個人の寄附は、「特定寄附金」とみなされ、寄附金 控除の対象となります(租税特別措置法第41条の18)。

(1) 優遇措置の適用要件

① 適用団体

個人のする寄附のうち次に掲げるものに限り適用があります。

ア 次に掲げる団体に対する寄附

- ・政党(支部を含む。)
- ・政治資金団体(資金管理団体とは異なるので注意)
- ・政治上の主義・施策の推進・支持・反対を本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの の又はその主要な構成員が国会議員であるもの
- ・特定の公職の候補者の推薦・支持・反対を本来の目的とする団体(後援団体)のうち、国会議員、県知事、県議の選挙における特定の候補者(当該候補者となろうとする者及び当該公職にある者を含む。)の推薦・支持を本来の目的とするもの。ただし、「被推薦書」及び「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の届出のない政治団体は、寄附金控除の対象とならない。また、当該者が公職にある者でない場合には、当該者が立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られる。
- イ 国会議員、県知事、県議の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附

② 寄附者の氏名等の収支報告書による報告

個人のする寄附について所得税の優遇措置の対象となる相手先の政治団体及び公職の候補者は、上記の①の範囲のものに限られますが、**優遇措置を受けるためには、寄附を受けた側が**規正法第12条第1項・第17条第1項の規定による収支報告書(政治団体収支報告書)又は、公選法第189条の規定による収支報告書(選挙運動費用収支報告書)に寄附者の氏名等の内訳を報告することが必要です。

③ 適用除外

ア 法の規定に違反する場合

量的制限を超えてなされた寄附、他人名義の寄附等法の規定に違反するものは優遇措置の対象から除かれます。

イ 寄附者に特別の利益が及ぶ場合

上記①②の要件に該当するものであっても、寄附者に特別な利益が及ぶ場合は、対象となりません。どのようなケースが該当するかは、個別のケースに応じて税務署で判断されますが、例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附しあう場合などは、課税上の優遇措置の適用はありません。

(2) 優遇措置を受けるための手続

寄附者が課税上の優遇措置を受けようとするときの手続としては、寄附者が確定申告をすることと、確定申告に際して県選挙管理委員会(総務大臣届出団体の場合は総務大臣)が確認した「寄附金控除のための書類」を添付することが必要です。

この書類が確定申告に間に合わない場合には、とりあえずこの書類に代えて「寄附金の領収書(写)」を添付して申告し、後日この書類を寄附者が受けたとき速やかに税務署に提出してください。

なお、個人が特定の公職の候補者の後援団体等に対し寄附をした場合は「所得控除制度」のみですが、政党又は政治資金団体に対して寄附をした場合には「所得控除制度」と「税額控除制度」の選択ができます。詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

8 政治活動用事務所を表示する立札・看板の類の設置上の注意事項

(1) 立札・看板の類の総数の制限(公選法施行令第110条の5第1項)

選挙の種類によって、立札・看板の類の総数が次のように制限されています。

・候補者等又は後援団体の立札・看板の類の総数(本県の場合)

	- Inc 1994 - 1-0-000 - 1 - 1 - 1		
選挙の種類	候補者等 (本人用)	後援団体用	
衆議院議員(小選挙区)	1 0	1 5	
参議院議員(選挙区)	1 2	1 8	
山梨県知事	1 2	1 8	県選挙管理委員会
山梨県議会議員	6	6	
市長・市議会議員	6	6	
町村長・町村議会議員	4	4	市町村選挙管理委員会

[※] 同一の候補者等に係る後援団体が2以上あるときは、そのすべての団体を通じて上記の総数以内に限られます。

(2) 事務所ごとの立札・看板の類の数の制限(公選法第143条第16項第1号)

- ・1つの事務所に掲示できる立札・看板の類は、候補者等(本人用)、後援団体用それぞれ2枚以内です。
- ・看板等の両面を使用する場合は、1つの看板で2枚に数えます。

(3) 立札・看板の類の規格(公選法第143条第17項)

- 大きさ 150cm×40cm以内
 - (注) 足をつける場合は、その足の部分を含みます。縦長、横長のいずれでもかまいません。 ビルの窓等に直接書く場合には、150cm×40cm以内の枠を設ける必要があります。 あんどん形式のものや広告塔のようなものは、立札・看板の類とは認められないため設 置できません。

(4) 証票の貼付(公選法第143条第17項)

事務所の立札・看板の類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会の交付する証票を貼付しな ければなりませんので、看板等を設置する場合は事前に関係の選挙管理委員会に証票の申請を 行ってください。

(5) 違法な設置

規格内の立札・看板の類で交付を受けた証票を貼付したものであっても、事務所の実態のない場所に掲示してあるものや証票の有効期限が切れている証票を貼付したものは違反となりますので注意してください。

また、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、 選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。

[※] 衆議院議員及び参議院議員の比例代表選出に係るものについては、総務省となります。

9 各種様式、記載例

		頁
\bigcirc	政治団体設立届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
\bigcirc	被推薦書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
\bigcirc	一般的な後援団体の規約の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
\bigcirc	届出事項の異動届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
\bigcirc	政治団体解散届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
\bigcirc	政治団体支部解散届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
\bigcirc	資金管理団体指定届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
\bigcirc	" 届出事項の異動届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
\bigcirc	" 指定取消届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
\bigcirc	"でなくなった旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
\bigcirc	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知 ・・・・・・・・・	6 3
\bigcirc	"に該当しなくなった旨の通知・・・・・・	6 5
\bigcirc	政党の状況等に関する届(政党支部用) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
\bigcirc	支部証明書(政党支部用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
\bigcirc	政治活動用事務所を表示する看板等の証票交付申請書 (候補者等用、後援団体用) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
\bigcirc	寄附金 (税額) 控除のための書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7

※ 各種届出及び報告をされる場合は、本様式を複写したものを使用していただいても差し支えありません。

なお、平成10年12月11日に政省令が改正され、各様式における「政治団体印」は押印する必要がなくなりました。また、代表者や会計責任者の氏名及び印の欄についても、本人が署名した場合には押印する必要がなくなりました。

政治団体設立届

令和 年 月 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

	(> 10 28.45)			マレン/人口 !	H 0 E 1
	(ふりがな)				体の区分
				□政党	
名称				□政党の支部	
名				□政治資金団体	
				□政治資金規正法	第18条の2
				第1項の規定に	こよる政治団体
				□その他の政治団	体
				□その他の政治団	一体の支部
				国会議員関係	政治団体の区分
				□政治資金規正法	芸第19条の7
				第1項第1号に	[係る国会議員
				関係政治団体	
				□政治資金規正法	第19条の7
				第1項第2号に	[係る国会議員
				関係政治団体	
目 的	別紙のとおり		組織年月日	令和 年	月 日
主たる事務所	(〒)			
の所在地					
				(電話)
主たる活動区域		T		T	T
	(ふりがな)	住	所 等	生年月日	選任年月日
代 表 者	氏 名	(〒)			
代 表 者		-		大・昭・平	令和 年
		(電話)	年 月 日	月 日
会計責任者		(〒)		大・昭・平	令和 年
云可具征石		(電話)	年 月 日	月 日
会計責任者の		(〒)		大・昭・平	令和 年
職務代行者		(電話)	年 月 日	月 日
支部の有無	口有		優遇措置の係の有無		有
-1. V. V. A. III Y	□ 無	,			****
	法第19条の7	1	代表者である公職の候	(相看に係る公職の種	知
	1号に係る				
	係政治団体	八哈人	- 地土の爪を	八聯へは歩すっ	- ダッハ聯の任誓
	法第19条の7		補者の氏名	公職の医生者に	係る公職の種類
	2号に係る	(ふりがな)			
国会議員関	係 政 治 団 体				

【後援会を新たに設立する場合】

第1号様式(第1条関係)

政治団体設立届

令和 ● 年 1 月 7 日

総 務 大 臣

配

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名 県庁一郎後援会 甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁 一郎 県 庁

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

	(ふりがな)			政治団	本の区分
				□政党	
to the	けんちょうり	うろうこうえんかい		□政党の支部	
名称				□政治資金団体	
	県 庁	一郎後	接会	□政治資金規正法	
				第1項の規定に	
				◆その他の政治団	
				□その他の政治団	
			_		 対治団体の区分
				□政治資金規正法	
				第1項第1号に	係る国会議員
				関係政治団体	W 1 0 7 0 7
				□政治資金規正法 第1項第2号に	
				第1項第2号に 関係政治団体	保の国云磯貝
目 的	別紙のとおり		組織年月日	令和 ● 年 1	月 5 日
н ну	(T 400-85	501	业工业X —)1 口	134H O 1 1	71 3 H
主たる事務所		の内一丁目6番1号			
の 所 在 地	110-111			(電話 055-223-	-1829
主たる活動区域	甲府市				
	(ふりがな) 氏 名	住所	等	生 年 月 日	選任年月日
代 表 者	けんちょう いちろう	(〒 400-0031)		大・昭平	令和 ●年
	県庁 一郎	甲府市丸の内●丁目●			1
		(電話 055-●●●		●年 3 月 3 日	1月 5日
	かい はなこ	(〒 400-0861)		大・昭平	令和 ●年
会計責任者	甲斐 花子	甲府市城東▲丁目▲番	14	●年 5 月 5 日	1月 5日
		(電話 055-▲▲▲	-×× ■■)	<u> </u>	171 31
会計責任者の	せんかん たろう	(〒 400-0043) 甲府市国母■丁目■番	: .	大・昭)平	令和 ●年
職務代行者	選管 太郎	(電話 055-■■■		●年 7 月 7 日	1月 5日
支部の有無	有無	課税上の優適用関係	週 措 置 の の 有 無		有無
政治資金規正	法第19条の7	代表	そ者である公職の候補	補者に係る公職の種	類
第 1 項 第	1 号に係る				
国会議員関	係政治団体				
	法第19条の7	公職の候補	者の氏名	公職の候補者に	係る公職の種類
	2 号に係る	(ふりがな)			
国会議員関	係政治団体				

【政党の支部を新たに設立する場合】

第1号様式(第1条関係)

政治団体設立届

令和 ● 年 1 月 7 日

総 務 大 臣

显几

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名 県庁党甲府支部 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨 次郎 山 型

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

	(ふりがな)			政治団化	本の区分
				□政党	
h 41.	けんちょうと	こうこうふしぶ		政党の支部	
名称				□政治資金団体	
	県 庁	党 甲 府 : 県庁党)	支部	□政治資金規正法	
	(本部:	:県庁党)		第1項の規定に	よる政治団体
				□その他の政治団	体
				□その他の政治団	日体の支部
				国会議員関係可	政治団体の区分
				□政治資金規正法	第19条の7
				第1項第1号に	係る国会議員
				関係政治団体	
				□政治資金規正法	
				第1項第2号に	[係る国会議員
				関係政治団体	
目 的	別紙のとおり		組織年月日	令和 ● 年 1	月 5 日
主たる事務所	(₹ 400-85		_		
の所在地	甲府市刘	の内一丁目6番1	号	/ 	
> >	000			(電話 055-223	-1829
主たる活動区域	甲府市			T	T
	(ふりがな)	住原	新 等	生年月日	選任年月日
 代 表 者	氏 名 ヤまなし じろう	(〒 400-0856)		
10 20 11	VE40 055	甲府市伊勢●丁目●		大·昭平	令和 ●年
	山梨 次郎	(電話 055-●●		●年 2月14日	1月 5日
	せんきょ はなみ	(〒 400-0861		大・昭平	令和 ●年
会計責任者	→22.22 → →	甲府市城東▲丁目▲	番▲号		17/11 • • •
	選挙で美	(電話 055-▲▲	▲-××■■)	●年10月31日	1月 5日
A 31 = 17 + A	めいすい さぶろう	(〒 400-0053)	大·昭 平	令和 ●年
会計責任者の職務代行者	明推 三郎	甲府市大里町■丁目	■番■号		
	-NA — MIN-	(電話 055-■■	■ - ●●××)	●年12月25日	1月 5日
支部の有無	□ 有		優遇措置の		有
	無	適用関係	系の有無		無
政治資金規正	おおかり	。 『の場合、添付書類	ョントで担約の畑	に「砂骨の生温室	に関
第1項第	」 セス居」	(第20号様式) と			
国会議員関	徐 및				
	法第19条の7		開者の氏名	公職の候補者に	- 保る公職の種類
	2 号 に 係 る	(ふりがな)			
国 会 議 目 閏	係政治団体				

【国会議員関係政治団体(1号団体かつ2号団体)を新たに設立する場合】

第1号様式(第1条関係)

政治団体設立届

令和 ● 年 1 月 7 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名 甲州春男後援会 甲府市丸の内一丁目6番1号 甲州 春男 甲

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

		ДL		
	(ふりがな)		政治団	本の区分
			□政党	
	こうしゅうは	るおこうえんかい	□政党の支部	
名称			□政治資金団体	
	甲州	春男後援会	□政治資金規正法	第18条の2
			第1項の規定に	よる政治団体
			◆その他の政治団	体
「国会議員	関係政治団体に該	 3当する旨の通知」(第27号様	□その他の政治団	体の支部
式)の添付			国会議員関係	文治団体の区分
	· ~		▲政治資金規正法	第19条の7
		X/-\\	第1項第1号に	係る国会議員
			関係政治団体	
			政治資金規正法	第19条の7
			第1項第2号に	係る国会議員
			関係政治団体	
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 ● 年 1	月 5 日
)] =	(7 400-85	01)	•	
主たる事務所の 所 在 地	甲府市丸	の内一丁目6番1号		
771 12 13			(電話 055-223	1829
主たる活動区域	山梨県内			
	(ふりがな) 氏 名	住 所 等	生年月日	選任年月日
代 表 者	こうしゅう はるお	(〒 400-0035)	大 · 昭 平	令和 ●年
	甲州 春男	甲府市飯田●丁目●番●号		
	午川 春寿	(電話 055-●●●-■■▲▲)	●年 3月21日	1月 5日
	いんでん なつえ	(〒 400-0065)	大 · 昭 平	令和 ●年
会計責任者	印伝 夏江	甲府市貢川▲丁目▲番▲号		
	TP10 友任	(電話 055-▲▲▲-××■■)	●年 8月13日	1月 5日
会計責任者の	ふじさん あきこ	(7 400-0026)	大·昭平	令和 ●年
職務代行者	富士山 秋子	甲府市塩部■丁目■番■号	●年 9 月 23 日	1月 5日
		(電話 055-■■■-●● ××)	1771251	
支部の有無	有	課税上の優遇措置の適用関係の有無		有
-1. V/. V/m A LII	無 (1) (***********************************	/ / /		無
	法第19条の7		候補者に係る公職の種	翔
1 11 11	1号に係る	衆議院議員(何	转情有寺)	
	係政治団体 法第19条の7	公職の候補者の氏名	小陸の伝送型 27	係る公職の種類
	伝第19条の7 2 号 に 係 る	公職の候補名の氏名		·徐る公臧の悝與 (候補者等)
	2 方に除る	日州 春里	水硼阮硼貝	(喉竹白
	DI PX 10 DI P		1	

第8号様式(第2条関係)

被推薦書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名

住 所

私(私達)は、令和 年 月 日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の 区分により、その職にある者にあつては「山梨県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者と なろうとする者にあつては「山梨県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「山 梨県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

第8号様式(第2条関係)

被推薦書

令和 ●年 6月 1日

政治団体の名称 選管政策フォーラム

代表者の氏名 甲山 太郎 殿

公職の種類の異動に伴い、「被推薦書」 を再度提出する場合、公職の種類の異 動年月日を記載すること。

公職の種類 山梨県議会議員(現職)

(令和●年6月1日から)

氏 名 乙川 花子



住 所 **甲府市寿町●丁目●番●号**

私(私達)は、令和 ●年 4月 1日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

- ・「政治団体設立届」に添付する場合、組織年月日と同じ日付を記載
- ・公職の種類の異動に伴い「被推薦書」を再度提出する場合、当初提出 した日付と同じ日付を記載

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の 区分により、その職にある者にあつては「山梨県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者と なろうとする者にあつては「山梨県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「山 梨県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

■ ■ ■ ■ 規 約

(名称)

市町村名までで足りる。

・肩書は入れない。

・ 戸籍名で記載する。

第1条 本会は、■■■■■■と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、山梨県■■市(山梨県■■郡■■町)に置く。 (目的)

第3条 本会は、■■ ■■ 氏の政治活動を支援することを目的とする。 (事業)

- 第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 一 研究会、講演会等の開催
 - 二 会報等の発刊及び配布
 - = -------
 - 四 会員相互の親睦を図る事業
 - 五 その他本会の目的の達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。 (役員)

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - 一 会長
- 1名
- 二 副会長
- ■名
- 三 幹事
- ■名
- 四 会計責任者 1名
- 五 会計責任者の職務代行者 1名
- 六 監事

■名

(役員の選出及び任期)

- 第7条 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。
- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時に開催するものとする。
- 3 役員会は、必要に応じ開催する。

(経費)

- 第9条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会費は、年■■■円とする。

(会計年度及び会計監査)

- 第10条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、総会において決定する。

第12条 本規約の定めの無い事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和■■年■■月■■日から実施する。

設立届の「組織年月日」及び各役員の「選 任年月日」と原則として一致します。 第11号様式 (第4条関係)

届出事項の異動届

令和 年 月 日

殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

異 動 事 項		内	容	異重	1年月日	3
政治団体の名称	新			令和		
	旧				月	日
国会議員関係 政治団体の	新			令和	年	
区分	旧				月	日
主たる事務所の	新	(〒)電話(令和	年	
所 在 地	旧				月	日
区 分		氏 名	[新]の住所等			
(ふりがな) 代 表 者	新		(〒) 電話 ()	令和		
	旧		生年月日 大・昭・平 年 月 日		月	日
(ふりがな) 会計責任者	新		生年月日 大・昭・平 年 月 日 (〒) 電話()	令和	年	
	旧		- 生年月日 大・昭・平 年 月 日		月	日
(ふりがな) 会計責任者の	新		(〒) 電話()	令和		
職務代行者	旧		生年月日 大・昭・平 年 月 日		月	日
		規約	□ 主たる活動区域	令和	年	
その他		支部の有無 その他(□ 課税上の優遇措置)		月	日

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合 は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第 1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る 国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項 に記載すること
- 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関
- 保政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

第11号様式 (第4条関係)

届出事項の異動届

令和 ●年 10月 10日

殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名

県庁政策研究会 甲府市丸の内一丁目6番1 県庁 太郎

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

			fili	
異 動 事 項		内	容	異動年月日
		けんちょうせいさく	にけんきゅうかい	
	新	県庁政策研究会	\	令和●年
政治団体の名称				DATE
				10月 5日
	旧	選管政策研究会	<u>></u>	
		AL D PAR-11768	^	
国会議員関係	新			令和 年
政治団体の				
区 分	旧			月 日
		(〒 400-8501) 電話(055-223-1829)	
主たる事務所の	新			令和●年
		甲府市丸の内一丁		
所 在 地	旧	甲府市丸の内二丁	817	10月 5日
			5 45 7 7 7 7	
区 分		氏 名	[新]の住所等	
		けんちょう たろう	(〒 400-8501) 電話(055-223-1829)	
(ふりがな)	新	県庁 太郎		令和●年
代 表 者		21419 14414	甲府市丸の内一丁目6番1号	10月 5日
	旧	選管 一郎		10月 5日
	IH		生年月日 大·昭·平 ●年 8月 8日	
			(〒 電話()	
(ふりがな)	新		2 P X \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	令和 年
会計責任者				
	П			月 日
	旧		生年月日 大・昭・平 年 月 日	
			(〒) 電話()	
(ふりがな)	新		'//X/7	令和 年
会計責任者の			* * / * / / / /	77 11 17
職務代行者				月 日
200 TV TV II	旧		生年月日 大・昭・平 年 月 日	
	J	規約	□ 主たる活動区域	A = . • h=
その他		支部の有無	□ 課税上の優遇措置	令和●年
· C 07 11L			□ 味忱工ック度週1日 旦	10月 5日
		その他(

(備考)

資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代 表者の氏名に異動があるときは、「資金管理団体の異動届」も提出すること。

- 本有の氏名に異

 本有の氏名に表

 本の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認

 を講

 は、この限りでない。
- る。 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第 1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る 国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項 に記載すること
- 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関
- 保政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

第18号様式 (第11条関係)

政治団体解散届

令和 年 月 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規 定により届け出ます。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなつた旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出の提出する場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第18号様式 (第11条関係)

政治団体解散届

令和 ● 年 10月 25日

総 務 大 臣

殿

解散年分の収支報告書もあわせて提出すること。

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 選管政策7ォーラム 事務所の所在地 甲府市寿町●丁目●番●号 代表者の氏名 甲山 太郎 会計責任者の氏名 乙山 花子



令和 ●年 **9**月 **30**日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

資金管理団体に指定している場合は、この届出とあわせて「資金管理団体でなくなった旨の届」(別記第25号様式)を提出すること。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなつた旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出の提出する場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第19号様式 (第11条関係)

政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって同法第17条第1項の届出をします。

記

- 1 政治団体の支部の名称
- 2 支部の事務所の所在地
- 3 支部の代表者の氏名
- 4 支部の会計責任者の氏名

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者は、解散の日から30日以内(当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内)に法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第23号様式 (第14条関係)

資金管理団体指定届

令和 年 月 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

公職の種類

氏 名

住 所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、 政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名

宣誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 山梨県第○区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 南関東選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

第23号様式 (第14条関係)

資金管理団体指定届

令和 ●年 8月 8日

総務大臣

殿

山梨県選挙管理委員会

 公職の種類
 山梨県議会議員(現職)

 氏
 名

 申州 花子

住 所 甲府市中央●丁目1番1号



令和 ●年 **8**月 **5**日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

甲州花子後援会

2 主たる事務所の所在地

甲府市中央●丁目2番2号

3 代表者の氏名

甲州 花子

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●年 8月 8日

氏名 甲州 花子



- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 山梨県第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 南関東選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

第26号様式 (第14条関係)

資金管理団体届出事項の異動届

令和	年	月	日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

氏 名 住 所

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 異動事項
- 3 内 容
 - (1) 新
 - (2) 旧
- 4 異動年月日

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

 令和
 年
 月
 日

 氏
 名

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第26号様式 (第14条関係)

資金管理団体届出事項の異動届

令和 ●年 7月 6日

総務大臣

殿

山梨県選挙管理委員会

 氏
 名
 山梨 三郎

 住
 所
 甲府市朝気●丁目●番●号

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

山梨三郎を応援する会

2 異動事項

主たる事務所の所在地

- 3 内 容
 - (1) 新 甲府市池田●丁目●番●号
 - (2) 旧 甲府市飯田●丁目●番●号
- 4 異動年月日

令和●年7月2日

この届出とあわせて「届出事項等の異動届」が必要となる場合があるため、注意すること。

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●年 7月 6日

氏 名

山 型 一郎



- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を 行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限り でない。

第24号様式 (第14条関係)

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

氏 名 住 所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣誓誓

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

 令和
 年
 月
 日

 氏
 名

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を 行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限り でない。

第24号様式 (第14条関係)

資金管理団体指定取消届

令和 ●年 3月 20日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

 氏
 名
 選管 四郎

 住
 所
 甲府市相生●丁目●番●号

令和 ●年 **3**月 **15**日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

選管四郎後援会

2 主たる事務所の所在地

甲府市酒折●丁目●番●号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●年 3月 20日

氏名 選管 四郎



- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を 行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限り でない。

第25号様式 (第14条関係)

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

氏 名 住 所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に ()により、資金管理団体でなくなつたため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

 令和
 年
 月
 日

 氏
 名

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなつたこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなつたこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなつたこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

第25号様式(第14条関係)

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 ●年 10月 15日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

 氏
 名

 住
 所

県庁 一子(芹) 甲府市善光寺●丁目●番●号

下記の政治団体は、令和 ●年 **10**月 **10**日に (**解散**)により、資金管理団体でなくなつたため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

県庁政策研究会

2 主たる事務所の所在地

甲府市徳行●丁目●番●号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●年 10月 15日

氏 名

旭庁 一子



- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなつたこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなつたこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなつたこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

第27号様式 (第15条関係)

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称代表者の氏名

殿

公職の種類

住

氏 名

所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

第27号様式 (第15条関係)

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 ●年 12月 3日

政治団体の名称 **県庁次郎後援会** 代表者の氏名 **県庁 次郎** 殿

公職の種類を変更する場合:

衆議院議員(現職)(令和●年●月●日から)

公職の種類

氏 名

住 所

衆議院議員(候補者等)

県庁 次郎 甲府市緑が丘●丁目●番●号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 ●年12月 1日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

公職の種類の変更に伴い、「国会議員関係政治団体 に該当する旨の通知」を再度提出する場合、最初に 提出した「国会議員関係政治団体に該当する旨の通 知」に記載した日付と同じ日付を記載

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

第28号様式 (第15条関係)

国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称代表者の氏名

殿

 氏
 名

 住
 所

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

第28号様式 (第15条関係)

国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の通知

令和 ●年 2月 9日

政治団体の名称 **甲州三郎後援会** 代表者の氏名 **甲州 三郎** 殿

 氏
 名
 申州 三郎
 申

 住
 所
 申府市和戸町●丁目●番●号

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたことにより、貴団体は令和 ●年 **2**月 **5**日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった日 付以降の寄附は寄附金控除対象外

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

第20号様式 (第12条関係)

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総 務 大 臣

殿

山梨県選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

	名称		
本支部を支部	主たる事務所の		
とする政党	所 在 地		
	主たる活動区域		
1以上の市町村	†の区域等を単位として	設けられる支部	

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地 及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✔」を記入すること。

第20号様式 (第12条関係)

政党の状況等に関する届

令和 ●年 11月 11日

総務大臣

殿

山梨県選挙管理委員会

政党の支部の名称

県庁党山梨県支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

7	名称	県庁党
本支部を支部とする政党	主たる事務所の 所 在 地	東京都千代田区●●
	主たる活動区域	全国
1以上の市町村	けの区域等を単位として	設けられる支部

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地 及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✔」を記入すること。

第21号様式 (第12条関係)

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記の支部は、本政党の支部 (を単位として設けられる支部) であることを証明する。

令和 年 月 日

政党の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

- ・政党の支部の設立 又は
- ・政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、 主たる活動区域、支部の単位に異動が生じた 場合に併せて提出

第21号様式 (第12条関係)

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

選管党山梨支部

主たる事務所の所在地

山梨県甲府市屋形●丁目●番●号

主たる活動区域

山梨県

上記の支部は、本政党の支部 (**山梨県** を単位として設けられる支部) であることを 証明する。

令和 ● 年 7 月 1 日

・「政治団体設立届」における組織年月日

・「届出事項等の異動届」における異動年月日 と同日以降の日付となる。

政 党 の 名 称 選管党

主たる事務所の所在地東京都千

東京都千代田区●●●●

代表者の氏名

選管 太郎

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

第1号様式

証票交付申請書

		令和	年	月	日
山梨県選挙管理委員会委員長	殿				
候補者等の	氏名				
住	所				
	(電話)	
職	業				

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規 定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数

枚

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事	務	所	0)	所	在	地	立札及び看板の類の枚数	証票番号 ※

※は、記入しないでください。

第1号様式

証票交付申請書

令和 ● 年 6 月 6 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

候補者等の氏名申斐 次郎申府市下飯田●丁目●番号(電話055-■■■-△△××

職 業 会社役員

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規 定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類 県議会議員
- 2 証票交付申請枚数 6 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	証票番号
		*
甲府市西田町●丁目●番●号	1	
甲府市貢川●丁目●番●号	1	
甲府市羽黒町●丁目●番●号	1	
甲府市右左□町●丁目●番●号	1	
甲府市増坪町●丁目●番●号	2	

※は、記入しないでください。

証票交付申請書

		令和	年	月	日
山梨県選挙管理委員会委員長	殿				
後援団体の名				_	
代表者の氏					
主たる事務所	「の所在地				
	(電話)	
公職選挙法施行令第110条の5第 により、下記のとおり申請します。	4 項の証票の交付を受	たけたいのて	ご、同条第	等5項の規	記定
	記				
1 推薦し、又は支持する候補者等	こうない こうない こうない こうない こうない こうない はまれる こうない はんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	及び公職の利	重類		

氏 名

住 所

職業

公職の種類

- 2 政治団体としての届出先
- 3 証票交付申請枚数 枚
- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類 の枚数

事	務	所	0)	所	在	地	立札及び看板の類の枚数	証票番号 ※

※は、記入しないでください。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は
枚です。

令和 年 月 日

候補者等の氏名

証票交付申請書

令和 ● 年 1 月 15 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称 山梨太郎後援会 代表者の氏名 甲州 三郎 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内●丁目●番●号 (電話 055-×××-◆◆▲▲

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名 山梨 太郎

住 所 甲府市和戸町●丁目●番●号

職業自営業

公職の種類 県議会議員

- 2 政治団体としての届出先 山梨県選挙管理委員会
- 3 証票交付申請枚数 6 枚
- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類 の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	証票番号 ※
甲府市酒折●丁目●番●号	1	
甲府市千塚●丁目●番●号	1	
甲府市東光寺●丁目●番●号	1	
甲府市中小河原●丁目●番●号	1	
甲府市古上条町●丁目●番●号	1	
甲府市元紺屋町●丁目●番●号	1	
ス / / / /		

※は、記入しないでください。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は 0 枚です。

令和 ● 年 1 月 15 日

候補者等の氏名

寄附金(税額)控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条 の規定による報告書により報告されたものです。 確 認 欄

(寄附をした者)

氏				名										
住				所										
								百万	十万	万	千	百	+	円
寄	附	金	D	額										
寄	附	年	月	日	•	•	令和	年	=	月	日		•	

(注) 寄附金の額には必ず¥をつけること。

寄附が1回の場合は、上記にその年月日を記載する。2回以上寄附を した場合は空欄にし、下記の寄附の内訳を記載する。

(寄附を受けた団体)

名称						
所 在 地						
団 体 の 区 分 (いずれが該当するものの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 - 個機制措置第41条018第1項第1号以第2号		以外の特定 跳第41条の18			
(v) 4 60 (May 1) 13 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1		2			
租税特別措置法第41条の18第1項第3号 該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名					
租税特別措置法第41条の18第1項第4号	(1) その団体が推薦し又は支持する 者の氏名					
該当の場合 (同号イ該当の場合は (2) の記載がと要ありません)	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙				選挙	
VIII INCIPANTIO (E) VIIIMOLENII SCIO	名及び立候補年月日	令和	年	月	目	

(注) 現職の場合、(2)の記載は不要。

(寄附を受けた個人)

							(1) 公職の候補者の氏名				
1	公	職	\mathcal{O}	候	補	者	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙				選挙
							名及び立候補年月日	令和	年	月	日
	住					所					

(寄附の内訳)

年	月	日	金	額	年月	月日	金	額	年	月日	金	額
	•	•		円	•	•		円	•	•		円
	•	•		円	•	•		円	•	•		円
	•	•		円	•	•		円	•	•		円
	•	•		円	•	•		円	•	•		円
	•	•		円	•	•		円	•	•		円

【国会議員期系攻治団体(候補者等)が寄附を複数回受領】

寄附金(税額)控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

確認欄

(寄附をした者)

氏				名	甲州	太日	\$K								
住				所	甲府市	湯村●	丁目●	番●号							
									百万	十万	万	千	百	+	円
寄	附	金	0)	額						¥	4	0	0	0	0
寄	附	年	月	日				令和	年	:	月	E		•	

(注) 寄附金の額には必ず¥をつけること。

寄附が1回の場合は、上記にその年月日を記載する。2回以上寄附を した場合は空欄にし、下記の寄附の内訳を記載する。

(寄附を受けた団体)

名称	選管花子後援会	
所 在 地	甲府市鎏尺●丁目●番●号	
団 体 の 区 分 (いずれか該当するものの番号を〇で表示)	政党又は政治資金団体 (組)制置第41条の18第1項1号以第2号 1	左記以外の特定の政治団体 (無機制置
租税特別措置法第41条の18第1項第3号 該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号	(1) その団体が推薦し又は支持する 者の氏名	選管花子
該当の場合 「同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません)	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙	●●●● 選挙
(1) (2) (1)	名及び立候補年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日

(注) 現職の場合、(2)の記載は不要。

(寄附を受けた個人)

					\mathbb{R}^{-1}	(1) 公職の候補者の氏名	
公	職	\mathcal{O}	候	補	者	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙	選挙
						名及び立候補年月日 令和 年 月	日
住					所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月	日	金	額	年 月	日	金	額
●·3·1	10.000円	•	•		円	•	•		円
●.6.1	10.000円	•	•		円	•	•		円
●-9-1	10.000円	•	•		円	•	•		円
● · 12 · 1	10.000円	•	•		円	•	•		円
	円	٠	•		円	•	•		円

【政党の支部が寄附を1回受領】

寄附金(税額)控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条 の規定による報告書により報告されたものです。

確	認	欄	

(寄附をした者)

氏				名	甲斐	次日	\$K								
住				所	甲府市	上石田	●丁目	●番●₽	<u>a</u>	<					
									百万	十万	万	千	百	+	円
寄	附	金	Ø	額						¥	3	5	0	0	0
寄	附	年	月	日				令和	年		月				

(注) 寄附金の額には必ず¥をつけること。

寄附が1回の場合は、上記にその年月日を記載する。2回以上寄附を した場合は空欄にし、下記の寄附の内訳を記載する。

(寄附を受けた団体)

名	称	選管党山梨第3支部				
所 在	地	甲府市国母●丁目●番●号				
団 体 の いずれか該当するものの番	区分号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (棚梯開置第41条018第1項1号以第2号 1		人外の特別 (((((((((((((
租税特別措置法第41条の1 該当の場合	8第1項第3号	その団体の主宰者又は主要な構成員 である国会議員の氏名				
租税特別措置法第41条の1	8第1項第4号	(1) その団体が推薦し又は支持する 者の氏名				
該当の場合 (同号イ該当の場合は (2) の記載 1必要ありません)		(2) 上記(1)の者が立候補した選挙				選挙
V.3.3 1 b2-10 (2) 32 HD49	(00 L 00 / 00 L 10 /	名及び立候補年月日	令和	年	月	日

	(注) 現職の)場合、(2)	の記載は	不要。	
(寄附を受けた個人)					_
	(1) 公職の候補者の氏名				
公職の候補者	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙				選挙
	名及び立候補年月日	令和	年	月	日
住					

(寄附の内訳)

年 月	日	金 額		年 月	目	金	額	年	月日	金	額
•	•		Э	•	•		円	•	•		円
•	•		円	•	•		円	•	•		円
•	•		円	•	•		円	•	•		円
•	•		Э	•	•		円	٠	•		円
•	•		Э	•	•		円	•	•		円